

令和2年 第1回松田町議会定例会 会議録 (第5日目)

令和2年3月13日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 11人

1 番	—————	2 番	古 谷 星工人	3 番	内 田 晃
4 番	平 野 由里子	5 番	田 代 実	6 番	井 上 栄 一
7 番	南 雲 まさ子	8 番	中 野 博	9 番	飯 田 一
10 番	齋 藤 永	11 番	寺 嶋 正	12 番	大 館 秀 孝

2. 欠席議員 1人

1 番	唐 澤 一 代
-----	---------

3. 説明のための出席者 15人

町 長	本 山 博 幸	副 町 長	田 代 浩 一
教 育 長	浄 泉 和 幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	渋谷 好 人
参 事 兼 総 務 課 長	小 田 隆	—————	—————
政 策 推 進 課 長	鈴 木 英 幸	定 住 少 子 化 担 当 課 長	佐 藤 浩 一
福 祉 課 長	椎 野 晃 一	子 育 て 健 康 課 長	川 本 博 孝
町 民 課 長	工 藤 義 孝	税 務 課 長	早 野 政 弘
参 事 兼 観 光 経 済 課 長	石 井 久	環 境 上 下 水 道 課 長	依 田 貞 彦
ま ち づ く り 課 長	高 橋 英 雄	教 育 課 長	遠 藤 洋 一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	竹 内 淳	書 記	加 藤 久 美 子
---------	-------	-----	-----------

## 5. 議事日程

- 日程第 1 事件撤回請求について
- 日程第 2 議案第 8 号 令和元年度松田町一般会計補正予算（第 8 号）（総務文教常任委員会報告）
- 日程第 3 議案第 15 号 令和 2 年度松田町一般会計予算（一般会計予算審査特別委員会報告）
- 追加日程第 1 議会運営委員会報告
- 日程第 4 議案第 16 号 令和 2 年度松田町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第 17 号 令和 2 年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第 18 号 令和 2 年度松田町上水道事業会計予算
- 日程第 7 議案第 19 号 令和 2 年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第 20 号 令和 2 年度松田町下水道事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第 21 号 令和 2 年度松田町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 10 議案第 22 号 令和 2 年度松田町用地取得特別会計予算
- 日程第 11 議案第 23 号 令和 2 年度松田町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 12 議案第 40 号 松田町再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例（産業厚生常任委員会報告）
- 日程第 13 議案第 24 号 松田町名誉町民の推挙について
- 追加日程第 2 議案第 25 号 松田町職員定数条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 3 松田町土佐原地域集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 14 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 15 同意第 2 号 副町長の選任について
- 日程第 16 選挙第 1 号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第 17 選挙第 2 号 松田町外三ヶ町組合議会議員の選挙について
- 日程第 18 町民文化センター E S C O 事業調査特別委員会報告
- 日程第 19 各種委員会委員等の諸般報告
- 日程第 20 委員会の閉会中の継続審査申出書

## 6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。松田町議会定例会本会議第5日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集いただき、御苦労さまです。

この定例会では、感染予防対策のため、傍聴者の方にマスクの着用、くしゃみ、せき、発熱の方の傍聴の御遠慮、入室時の消毒などをお願いしています。議員並びに町長以下職員もマスクの着用を許可しますが、円滑な議事進行のため、発言の際はマスクを外して発言してください。また、議場は閉鎖された場所であり、長時間いることは感染リスクが高まりますので、町長の議案に対する説明などは、今まで以上に的確かつわかりやすく行い、議員各位におかれましても、要点を明確にして質問をして、時間短縮に努めてください。休憩中は窓を開けるなどして換気を行ってください。また、職員が感染した場合の行政の停滞、町民の不安感の増大など影響を考慮して、町長から委任を受けた課長職の出席については、説明・答弁に支障がない範囲で必要な人員とします。

なお、神奈川新聞より写真撮影、議会事務局から録音の申し出があり、許可いたしておりますので御承知おき願います。

報告いたします。唐澤一代議員におかれましては、体調不良のため本定例会を欠席いたしますので、御承知おきください。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付してありますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまの出席議員は、議員定数12名中11名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(9時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1「事件撤回請求について」を議題といたします。

町長から事件撤回の理由の説明を求めます。

町 長 皆さん、おはようございます。議会最終日、よろしく願いいたします。

松第1421号、令和2年3月9日、松田町議会議長 飯田一殿。松田町長 本山博幸。

事件撤回請求書。令和2年3月3日提出した下記事件は、次の理由により撤回をしたいので、松田町議会会議規則第19条の規定により請求いたします。

記、件名、議案第2号松田町交通指導隊設置条例の一部を改正する条例、議案第3号松田町職員定数条例等の一部を改正する条例でございます。

理由、再考したいためであります。

よろしく願いいたします。

議 長 お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号松田町交通指導隊設置条例の一部を改正する条例の事件撤回について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議案第2号松田町交通指導隊設置条例の一部を改正する条例について、撤回を許可することに決定しました。

次に、議案第3号松田町職員定数条例等の一部を改正する条例の事件撤回について、許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議案第3号松田町職員定数条例等の一部を改正する条例について、撤回を許可することに決定しました。

議 長 日程第2「議案第8号令和元年度松田町一般会計補正予算(第8号)(総務文教常任委員会報告)」を議題といたします。

本案については、総務文教常任委員会の審査報告を求めます。委員長 井上栄一君。

総務文教常任委員長 皆さん、おはようございます。それでは、総務文教常任委員会報告をさせていただきます。

令和2年3月12日、松田町議会議長 飯田一殿。総務文教常任委員会委員長 井上栄一。

総務文教常任委員会報告書。本委員会は3月9日及び12日に、委員6名中5名出席のもと、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和2年第1回議会定例

会において付託された議案第8号令和元年度松田町一般会計補正予算（第8号）について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。教育委員会教育課長及び担当職員出席のもと、令和元年度松田町一般会計補正予算（第8号）について、町民文化センターE S C O事業に要する経費の繰越明許費、学校I C T推進事業の繰越明許費と歳入歳出を対象に、詳細に審査しました。

E S C O事業は、工期の延長や予算の繰り越しなどについて国の補助金が担保されている説明があり、アスベスト関連の費用が詳細は調整中ではあるが、契約額の範囲内でおさまっていることを確認した。

学校I C T推進事業は、現行の通信ネットワーク、アクセスポイントなどがどう変更されるか、端末機器購入計画、松田小学校新校舎への移設などを確認した。

なお、次の項目について強く申し入れをして、原案のとおり賛成することとしました。1、E S C O事業は、詳細な調整を引き続き実施してコスト削減を図ること。以上であります。

説明につきましては、私のほかにも委員がございますので、回答をすることをお許しいただきたいと思います。以上で終わります。

議 長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第8号令和元年度松田町一般会計補正予算（第8号）に対する委員長の報告は可決です。議案第

8号令和元年度松田町一般会計補正予算（第8号）は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議長 日程第3「議案第15号令和2年度松田町一般会計予算（一般会計予算審査特別委員会報告）」を議題といたします。

本案については、一般会計予算特別委員会の審査報告を求めます。委員長中野博君。

予算特別委員長 おはようございます。それでは、御報告をさせていただきます。令和2年3月10日、松田町議会議長 飯田一殿。予算審査特別委員会委員長 中野博。

予算審査特別委員会報告書。本委員会は、3月10日の午前9時より、役場4階大会議室において、委員11名中10名出席のもとに委員会を開催し、令和2年第1回議会定例会において付託された議案第15号令和2年度松田町一般会計予算について慎重に審査いたしましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。歳入については一括、歳出については各款ごとに審査しました。歳入は、自主財源の根幹である町税が減少しており、歳入合計の前年度比較の増加はほとんどが町債の発行であるので、新たな財源の確保に引き続き取り組むとともに、将来の松田町民への負担の先送りとなる町債や、歳出における債務負担行為の予算化は、財政計画を随時見直す慎重さが必要です。

歳出は、松田小学校校舎建設事業、防災行政無線デジタル化改修工事、川音川パークゴルフ場9ホール増設工事などに集中し、他の工事は必要最小限となった選択と集中を行っているが、扶助費、償還金利子及び割引料など増加傾向にあり、厳しい予算編成となっています。

これらのことを踏まえ、次の事項について強く申し入れをして賛成することとしました。

（1）町営仲町屋臨時駐車場の不動産鑑定評価と業務委託料は、土地利用計画を定めてから執行されたい。

（2）今後の元利償還金の増大に向けて、令和2年度の予算執行に当たって

は、職員一丸となって十分精査をして適正に取り組まれない。

(3) 町資源を生かし、特産品・ブランド品を開発し、産業力の強化を図るとともに、交流人口をふやし、町活性化に努められたい。以上であります。

議 長 一般会計予算特別委員会委員長の報告が終わりました。それでは、質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

11番 寺 嶋 私は、議案第15号令和2年度松田町一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。

勤労者の所得減少や消費税増税による影響で、景気は後退し、町税は減収傾向になっています。町の一般会計予算は50億7,000万円で、前年度対比1億9,000万円の増となっています。歳入の主なものは、町税15億2,712万円、地方消費税交付金2億2,000万円、地方交付税9億7,500万円、国庫支出金6億4,478万円、町債7億1,970万円となっており、自主財源も落ち込んでいます。地方債の令和2年度末現在高見込み額は49億4,630万円で、前年度対比3億8,687万円の増となっています。長期的に見ると、町税収入は減少し、扶助費や公債費の増加等で厳しい財政運営が予測されます。

このような状況のもとで、松田小学校建設は2022年度末を目途に行い、新松田駅周辺整備は2023年以降に行う大型公共事業が計画されています。松田小学校建設は長年の懸案であり、わかりませんが、整備事業費28億9,600万円、そのうち町債が約19億9,600万円で、25年の返済期間となります。さらに、町がかかわる新松田駅周辺整備事業に49億円。そのうち、町債が13億3,300万円という町の財政推計です。当面、借金残高も、借金返済も大幅にふえ、ピーク時の元利償還金は推計5億6,300万円になり、あまりにも町財政負担が大きく、町財政悪化と町民サービスの低下を招くおそれがあり、あえて賛成することはできません。町民の暮らし、福祉拡充に向け、自主財源を確保するための人口減少抑制策に取り組み、町有地の有効活用、空き地や未利用地の住宅地への誘導

など進めることが大事ではないでしょうか。

定住少子化対策や子育て支援では、小児医療費助成事業、子育て支援センターファミリーサポート事業、給食費保護者負担軽減措置事業等は評価しますが、幾つかの問題点を述べておきます。町立公民館や町民文化センターの使用料に消費税を転嫁し、利用者への負担増をしていること。国民健康保険事業特別会計繰出金、その他一般会計繰出金が減額されており、命と健康を守る観点で保険税が急激に上がらないように、福祉的要素を持った繰出金はふやすこと。学校給食費は、4月から小学校400円値上がりし月額4,500円になり、中学校は400円値上がりし月額4,900円になり、幼稚園は300円値上がりし月額3,600円になること（町補助金は、小学校が950円、中学校は950円、幼稚園200円です）。さらに、西平畑公園設置等の使用料値上げが予測されることから、予算の反対討論といたします。よろしく申し上げます。

議 長 ほかにございませんか。ありませんか。

ないようですので、討論を打ち切って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。議案第15号令和2年度松田町一般会計予算に対する委員長の報告は可決です。議案第15号令和2年度松田町一般会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は9時25分からといたします。（9時18分）

議 長 休憩を解いて再開いたします。（9時25分）

休憩中に、町長より「議案第25号松田町職員定数条例等の一部を改正する条例」及び「議案第26号松田町土佐原地域集会施設の指定管理者の指定について」の提出がありました。

ただいまより、議案第25号及び第26号を配付しますので、この議案の取り扱いを議会運営委員会で協議していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。事務局は議案第25号及び第26号を配付してください。

( 議 案 配 付 )

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

ここで暫時休憩とします。休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。再開は、議会運営委員会終了次第、再開といたします。 (9時28分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (9時45分)

お諮りします。議会運営委員会より報告書が提出されました。議会運営委員会報告を日程に追加し、追加日程第1として、議会運営委員会報告を直ちに求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。追加日程第1として、議会運営委員会報告を直ちに日程に追加することに決定しました。お手元の議事日程の日程第4の前に追加をお願いします。議会運営委員会委員長より変更の、令和2年第1回議会定例会会期及び審議の予定表が提出されておりますので配付したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。変更の令和2年第1回議会定例会会期及び審議の予定表を事務局より配付します。配付をお願いします。

( 会 期 及 び 審 議 の 予 定 表 配 付 )

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

議 長 追加日程第1「議会運営委員会報告」を委員長より報告願います。議会運営委員会委員長 井上栄一君。

議会運営委員長 皆さん、こんにちは。議会運営委員会の報告を申し上げます。追加提出されました「松田町職員定数条例等の一部を改正する条例」及び「議案第26号松田町土佐原地域集会施設の指定管理者の指定について」について、本日3月13日

午前9時30分より、役場4階大会議室におきまして、委員6名中全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期につきましては、当初のとおり3月13日で変更はありません。

審議方法につきましては、「議案第25号松田町職員定数条例等の一部を改正する条例」及び「議案第26号松田町土佐原地域集会施設の指定管理者の指定について」、ともに本会議で質疑、討論、採決をすることに決定をいたしました。審議の予定は、議案が追加されますので、これ以降の予定につきましては、今、配られました令和2年第1回議会定例会会期及び審議の予定表変更案ということで、13日の部分になります。追加日程第1ではですね、この議会運営委員会報告ということで、下から3行目ですね。日程第32「議案第24号」の次にですね、追加日程第2といたしまして「議案第25号松田町職員定数条例等の一部を改正する条例」、追加日程第3としまして「議案第26号松田町土佐原地域集会施設の指定管理者の指定について」を、追加日程としてですね、追加をしたいというふうに考えております。

以上で議会運営委員会報告を終了いたしますが、不明な点がございましたら、私のほかにも委員がおりますので、補足説明をお許し願いたいと思います。以上です。

議 長 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。会期の変更はありません。審議の予定の変更となっておりますので、この変更については、議会の議決は必要ありませんが、議会運営委員会委員長の報告のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議会運営委員会委員長の報告の予定表に基づいて審議を進めます。

議 長 日程第4「議案第16号令和2年度松田町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第16号令和2年度松田町国民健康保険事業特別会計予算。令和2年度松田町国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億5,237万9,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2,000万円と定める。

(歳出予算の流用) 第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

令和2年3月3日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 皆さん、こんにちは。それでは、国民健康保険事業特別会計について説明をさせていただきます。予算総額は13億5,237万9,000円、前年度比較3,260万1,000円、2.4%の減となっております。平成30年度からの国民健康保険制度の広域化により、都道府県が財政運営の運営主体となって3年目に入りますが、令和3年度の国民健康保険税の賦課方式変更、資産割の廃止に向けて、令和元年度から経過措置を開始しているところでございます。今後も税負担の平等性に基づく賦課に努めてまいります。町といたしましては、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を担ってまいります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明させていただきます。234、235ページをお開きください。歳入でございます。款の1、項の1、国民健康保険税の予算額は2億6,326万8,000円、前年度比較6,160万、2.3%の減となっております。これは、被保険者数の減少や高齢化、また令和3年度に賦課方式を4方式から3方式とするため、資産割の廃止に向けて平成31年度4月からの経過措置により、段階的に一部国民健康保険税率の改定を行わせていただいていることによるものでございます。国民健康保険税につきましては、一般被保険者と退職被保険者に分けて、医療給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合算額となっております。

目の2、退職被保険者等国民健康保険税の予算額は14万7,000円。退職者医療制度が平成27年3月末で廃止されたことに伴いまして、令和2年度においては対象者がゼロになったため、254万3,000円の減額になっており、予算計上は滞納繰越分のみとなっております。

款の2使用料及び手数料、項の1手数料32万円は、督促状の発行に伴う手数料でございます。

次のページ、236、37ページにわたりますが、項の3県支出金は制度改革により、神奈川県から保険給付費等に充てるものとして交付されるものです。

項の1県補助金、目の1保険給付費等交付金の予算額は9億6,025万2,000円で、前年度比較2,124万7,000円、2.2%の減となっております。普通交付金が既に保険給付費等に充てられますが、特別交付金は内訳として保険者努力支援分、特別調整交付金分、都道府県繰入金2号分、特定健診等負担金分となります。なお、令和元年度までは保険事業分は国庫補助金でございましたが、令和2年度からは県補助金として600万円が含まれております。

次のページ236、237ページをお願いいたします。次に1つ飛びまして、款の5繰入金、項の1、目の1一般会計繰入金の予算額は1億1,188万5,000円、前年度比較28万4,000円の減となっております。節の1保険基盤安定繰入金から節の4財政安定化支援事業繰入金までは、法定繰入金でございます。節の1保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険税を公費で補填する制度で、保険税軽減分として県4分の3、町4分の1、保険者支援分として国2分の1、県4分の1、町4分の1を一般会計で国庫・県費ともに負担金を受け入れ、当会計に繰り入れるものでございます。

節の2職員給与費等繰入金でございますが、職員3名分及び管理栄養士の給与費と事務費分の繰り入れでございます。

節の3出産育児一時繰入金でございますが、歳出の出産一時金の3分の2を繰り入れるものでございます。6件分を見込んでおります。

節の4財政安定化支援事業等支援事業繰入金でございますが、国保財政の安定化を図るために交付され、一旦、一般会計で繰り入れるもので395万6,000円、47万円の減となっております。

節の5 その他一般会計繰入金でございますが、医療費の不足分が生じた際に、これを補うために繰り入れるものです。

項の2 基金繰入金、目の1 財政基金繰入金は、歳出でも説明いたしますが、平成28年度末に神奈川県より借り入れた保険財政自立支援事業資金に対する公債費元利償還金に充てるため、1,000万円を繰り入れるものでございます。

款の6 繰越金につきましては、前年度からの繰り越し見込み額として500万円を計上しております。

款の7 諸収入163万7,000円につきましては、主に延滞金です。

次のページをお願いいたします。項の2 指定公費負担医療立替交付金でございます。これは、70から74歳の前期高齢者については、法律上は2割負担となっておりますが、国の政策により1割負担とするよう凍結されているため、その1割の立て替え分が国より交付されるものです。

項の3 雑入のうち、目の5 過年度収入として、退職被保険者等国民健康保険事業費納付金の精算分として108万円を計上しております。

以下、廃款、廃項、廃目になったものですが、先ほど説明したとおり、国庫支出金につきましては、県支出金等変更になっているので、廃目となっております。

次のページ、240、241ページをお願いいたします。歳出について説明いたします。款の1 総務費の予算額は3,326万4,000円で、前年度比較2万8,000円の減でございます。歳出の主なものは、人件費、事務経費、国民健康保険団体連合会への負担金、保険税の賦課徴収等にかかる徴税费、国保運営協議会等を計上しております。

説明欄をごらんください。中段、2 一般管理経費、節の11 役務費の手数料でございますが、神奈川県国民健康保険団体連合会に支払う共同処理業務手数料となります。(2) 会計年度任用職員給与費ですが、レセプト点検員等の報酬となります。

次に、目の2 団体負担金、節の18 負担金補助及び交付金は、国保連合会への負担金になります。保険者1団体10万円と、被保険者数による負担金10万2,000円の合計額を計上しております。

次のページ、242、243ページをお願いいたします。項の2徴税费、目の1賦課徴収費でございますが、予算額は409万2,000円で、前年度比較18万2,000円の減でございます。減の理由としましては、被保険者数の減に伴う郵送料や印刷代の減によるものでございます。説明欄の1、一般管理経費（2）会計年度任用職員給与費でございますが、収納対策に従事する職員の報酬となります。

項の3、目の1の運営協議会費では、国保運営協議会にかかる経費として、委員6名分の報酬を計上しております。

次に、款の2保険給付費ですが、項の1療養諸費にあります一般被保険者と退職被保険者の療養給付費と療養費、また審査支払手数料。次のページにわたりますけれども、項の2高額療養費など合わせまして、予算額9億2,947万1,000円。前年度比較2,684万3,000円、2.8%の減となりました。減額の要因は、被保険者の減により、医療機関受診者の減少及び医療費の減少によるものです。算出に当たりましては、過去3年間の実績及び令和元年度の見込みをもとに算出をいたしております。

次のページ、244、245ページをお願いいたします。項の1療養諸費、目の5審査支払手数料は、療養給付費等にかかるレセプト審査にかかる手数料で、神奈川県国民健康保険連合会へ支払うものでございます。項の2高額療養費につきましても、過去3年間の実績及び令和元年度の見込みをもとに算出をしております。1つ飛びまして、項の4出産育児諸費では、出産育児一時金6件分を計上してあります。

次のページ、246、247ページをお願いいたします。項の5葬祭諸費は、葬祭費を前年度と同額25件分を計上しております。国保加入者で亡くなられた方に、1件当たり5万円を葬祭費として交付しておるところでございます。

次の款の3国民健康保険事業費納付金は、平成30年度制度改革で設けられたものでございます。この国民健康保険事業費納付金につきましては、国民健康保険制度の広域化、制度設計時の激変緩和が、引き続き図られることになっております。項の1医療給付費分、項の2後期高齢者支援金等は、一般被保険者、退職被保険者等に分けられ、項の3介護納付金につきましては、国民健康保険に加入している40歳以上65歳未満の加入者から徴収したもので、かくかく神奈

川県により決定された金額を納付することになり、その金額を計上しております。

款の4 共同事業拠出金につきましては、過年度対応分の科目設定扱いとなり、予算額は1,000円を計上しております。

次の款の5 保健事業費は、予算額1,688万2,000円、前年度比較で20万1,000円、1.2%の増となっております。

次のページ、248、249ページをお願いいたします。項の1 保健事業費、目の1 保険給付費でございますが、医療費通知等にかかる経費、人間ドック受診者に対する補助経費として、1人2万円で80件分及び管理栄養士1名分の人件費を計上しております。

目の2 国保ヘルスアップ事業につきましては、予算額600万。前年度比較17万9,000円の減でございます。平成29年度からの取り組みでございますけれども、保険者努力支援制度にかかる事業として実施するものでございます。説明欄をごらんください。平成30年度からの第2次データヘルス計画に基づく被保険者の健康保持増進のための事業として、糖尿病性腎症重症化予防事業、(2) 地域包括ケアシステム推進事業を引き続き実施してまいります。これらの事業に従事する保健師等の賃金、健康教育の講師等にかかる報償費などを計上しております。また、新規事業としまして、(3) 特定健診未受診者等対策事業を実施する予定でございます。本町の受診率は、約30%前後で推移しているところでございますけれども、さらなる受診率向上のため、過去5年間のデータから受診の有無や治療の状況などをグループ分けをし、グループごとに勧奨内容や勧奨スケジュールを立て、受診の確認、再度の勧奨など、きめ細やかな対応により受診率の向上を図ります。これらの経費につきましては、全額県補助金で賄われます。最下段、項の2、目の1 特定健康診査等事業費は、予算額434万6,000円、前年度比較2万円の減でございます。

次のページ、250、51ページをお開きください。特定健康診査、特定保健指導等にかかる経費を計上しております。

款の6、項の1 基金積立金につきましては、積立金利子の予算となります。

款の7 公債費、項の1 広域化等支援基金償還金は、平成28年度に借り入れた

神奈川県保険財政自立支援事業資金を1年据え置きの上、平成30年度から1,000万円ずつ5年間で神奈川県に償還しているものでございます。

次に、款の8諸支出金、予算額115万4,000円は、項の1償還金及び還付加算金の過年度分の保険税過誤納還付金や、次のページ251、53をお開きください。項の2指定公費負担医療立替金などでございます。

次のページ、款の9予備費になりますが、歳入歳出の差額分の8,194万6,000円になっています。

次ページ、254、55ページには、国保会計の職員等給与費明細書が、256ページには債務負担行為調書、県貸付金償還にかかる現在高の調書並び、県貸付金の元利償還金内訳を掲載してあります。後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
- 6 番 井 上 1点ですね、質問をしたいと思います。ページ252ページの予備費です。ここですね、令和2年度の予算額は8,194万6,000円ということで予算計上されております。令和元年度の補正予算におきましては、8,565万5,000円ということですね、これについてはもう議決済みでございますけれども。このぐらいの、8,000万円を超える予備費のですね、取り扱いとかですね、考え方ですね。その中で1点。公債費の元利償還金といいますか、広域化に関する借り入れの返済ということで、令和2年度予算では1,000万円を財政調整基金から取り崩して、1,000万円を元利償還金といいますか、返済分に充てております。そういった中で、今現在、令和元年度末での財政調整基金のですね、現在高と今後のですね、予備費、8,000万円を超える予備費をですね、ずっとその部分をですね、歳計現金の予備費部分として運用するのか。それとも今後ですね、財政調整基金に積んでですね、かなり医療費がふえるときにはですね、高額療養費等が発生するとですね、かなり1人の高額療養費でもかなり過大になるという事例もあるかと思えます。そういった高額療養費等に対する部分として、予備費ということで財源を押さえておくのか。それとも、財政調整基金への積み立てというのを今後ですね、検討されるのか。そういった考え方について…考え

方とですね、財政調整基金の現在高についてお伺いをしたいと思います。

町 民 課 長 それでは、ただいまの井上議員の質問に対してお答えいたします。まず、財政調整基金の現在高なんですけども、平成30年度決算の金額ですと、2億526万1,014円となっております。また、先の予備費についてはですね、今後予備費の中から財政調整基金に積み立てをして、今後の極端な医療費の上がった部分とかには充てていきたいという考えで、財調に積むようにしてあります。

6 番 井 上 財調の…30年度末なんですけれども、直近のですね、令和元年度末見込みというふうな数字もあったら教えていただきたいと思います。先ほど、このままでですね、予備費でですね、8,000万円ぐらい…令和元年度の補正予算の予備費の補正後の額としては、8,565万5,000円ですので、多少増減あるにしてもですね、8,000万ぐらいが歳計剰余金として繰り越されるわけですよ。そういった部分が、令和2年度の予備費として運用されるのかなというふうに思いますけれども、8,000万円というのが、そういった医療費、高額療養費なんかに比べてですね、8,000万が少ないのか多いのか。それは、そういうふうに予備費として運用するほうがいいのか、それとも財政調整基金という貯金の中でですね、ある程度ため込んだ方がいいのかという考え方もですね、あわせて再度お願いします。

町 民 課 長 まず、予備費の考え方についてお答えいたします。予備費につきましては…財政調整基金につきましては、いわゆる一般的な話の中で、約1億があればその中で運用ができるという話は聞いております。しかしながら、今2億ございます。予備費の中で、やっぱりそれを1回財調に積みながら、なるべく予備費は押さえながら、財調の中で運用をしていくという考えを持ってございます。令和元年度なんですけど、今のところ2億500万ございます。この中、先ほどの1,000万を今年も繰り出しをします。そうすると、それにプラス、平成30年度の予備費から財調の繰り越しが約3,000万程度ですか、ございましたので、差し引きでいくと…。

政 策 推 進 課 長 財調のほうなんですけども、令和2年1月31日現在で1億7,027万3,000円になっております。

6 番 井 上 わかりました。高額療養費等の対応としては、財調が1億程度があれば運用

ができるということで、これらはですね、国保会計…以前は大分厳しいときもあつたんですけども、今の説明を聞いてますと、財調もですね、予備費も大分ですね、健全財政を運営をしてきているということが理解をできました。引き続きですね、今後ともですね、国保財政の運営に向けて努力をお願いをして、質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第16号令和2年度松田町国民健康保険事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5「議案第17号令和2年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第17号令和2年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算。令和2年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,121万円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は300万円と定める。

令和2年3月3日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは、松田町国民健康保険診療所事業特別会計につきまして、説明をさ

せていただきます。予算総額は7,121万円、前年度比較389万7,000円、5.2%の減となっております。国民健康保険診療所は、地域の皆様から信頼され、身近で安心な診療が受けられる医療機関として、重要な役割を担っているところでございます。専門の医師と、県立足柄上病院の医師とで診療を行い、町民の皆様の健康と地域医療の向上に努めていきたいと考えております。令和元年度から足柄上病院の医師の診療は木曜日に変更となっており、午前を総合診療科の医師、午後を外科または整形外科の医師が輪番で診療に当たっております。木曜日以外の曜日を山田先生の診療としていますので、よろしく願いいたします。

それでは歳入歳出予算事項別明細書により、説明させていただきます。268ページ、269ページをお開きください。歳入でございます。款の1診療収入、項の1外来収入は予算額6,018万1,000円、前年度比較360万円、5.6%の減となっております。11月分までの実績と、その後の予測を加味して算出いたしました。目の1国民健康保険診療報酬収入は1,200万円、180万円の減。目の2社会保険診療報酬収入は720万円、120万円の減。目の3一部負担金は、受診者負担分として936万円、60万円の減。目の4後期高齢者診療報酬は2,880万円、前年度と同額で、目の5その他診療報酬収入として、一般診療報酬、予防接種、健康診査収入で282万1,000円。これも前年度同額を計上しております。令和2度の開所日数は243日、1日当たりの患者数は30人を見込んでおります。

次に款の2使用料及び手数料、項の2手数料、予算額2万9,000円は診断書の作成による文書料の手数料で20件分を計上しております。

款の3繰入金、項の1、目の1一般会計繰入金は予算額172万8,000円でございます。寄出張所職員が診療所事業を併任しているため、特別会計において職員給与費を計上し、会計年度任用職員1名分の人件費50%を、一般会計の寄出張所費で負担するのものとございます。

款の4諸収入、項の1雑入、予算額15万円は保険診療外となる薬を入れる容器代や、要介護認定の主治医意見書作成に伴う収入となります。項の3受託事業収入、目の1特定健康診査等受託料、予算額12万1,000円は寄診療所で特定健康診査を受けた方1人につき、国保団体連合会や各健保組合から支払われる

ものでございます。10人分の受託金を見込んでおります。

次のページ270、71ページにわたりますが、款の5、項の1繰越金は平成30年度分からの繰越金900万円を見込みました。

次のページ272、273ページをお開きください。歳出でございます。款の1総務費、項の1施設管理費、目の1一般管理費は全体の予算額は3,516万4,000円で前年度比較269万2,000円の減でございます。減額の要因は会計年度任用職員制度の移行に伴うものでございます。診療所の管理経費として人件費や電気料を計上しております。主なものとしましては、説明欄中段、節の18負担金補助及び交付金の診療所電気料金等負担金は電気料や警備委託料、床等清掃委託料などを一般会計の寄出張所費から支出しておりますので、その一部負担として面積案分または人数案分により診療所分として算出し、負担するものでございます。次の医療医師派遣負担金は県立足柄上病院から週1日医師を派遣していただくための負担金で49日分を計上しております。

(2) 会計年度任用職員給与費の節の1報酬、2、医師、看護師、レセプト事務員、受付事務員及び診療所兼出張所職員の計6名分を計上しております。

次のページ274、275ページをお開きください。目の2、団体負担金は医師会負担金などでございます。

次に款の2、項の1医療費の予算額は2,492万4,000円で前年度比較で652万5,000円の減でございます。減額の主な要因といたしましてはレントゲン画像読み取り装置などの事業用備品の更新が終了したことと、医薬品代の減少によるものでございます。この医療費の支出の主なものは、診療所で使用する医薬品、医療用機械器具ということになります。目の1、医療用機械器具費ですが、診療に伴います感染症廃棄物処理委託料などを計上しています。目の2、医療用消耗品費は注射器や注射針、包帯やガーゼ等の医薬品以外を支出するものでございます。目の3、医薬品衛生材料費は医薬品代として実績に基づき2,400万円を計上しております。目の4、病理検査費は血液検査などの分析にかかる委託料を計上しております。

1つ飛びまして款の4、項の1、目の1、予備費は歳入歳出の残額1,211万9,000円を計上いたしました。

なお、278ページから281ページに給与費明細を掲載しております。後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第17号令和2年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6「議案第18号令和2年度松田町上水道事業会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第18号令和2年度松田町上水道事業会計予算。

(総則)第1条、令和2年度松田町上水道事業会計予算は次に定めるところによる。

(業務の予定量)第2条、業務の予定量は次のとおりとする。(1)給水戸数、4,391戸。(2)年間総吸水量、10万1,000立米。(3)1日平均給水量、2,767立米。(4)主要な建設改良事業、宮下水源水害対策工事設計委託700万円。

(収益的収入及び支出)第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入、第1款、水道事業収益1億3,219万1,000円。第1項、営業収益1億578万1,000円。第2項、営業外収益2,640万9,000円。第3項、特別収益

1,000円。

支出、第2款、水道事業費用、1億3,219万1,000円。第1項、営業費用1億1,831万4,000円。第2項、営業外費用756万8,000円。第3項、特別損失1万円。第4項、予備費629万9,000円。

(資本的収入及び支出)第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,015万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものとする。

収入、第3款、資本的収入780万円。第1項、企業債360万円。第2項、負担金20万円。第3項、県支出金400万円。

支出、第4款、資本的支出6,795万1,000円。第1項、建設材料費5,113万5,000円。第2項、企業債償還金1,681万6,000円。

1枚おめくりください。(起債)第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次の定めるところによる。起債の目的、水道事業債。限度額、360万円。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、年5%以内(ただし、利率見直し方式で、借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)。償還の方法、政府そのほか金融機関の資金によっては、その融資条件による。ただし措置期間及び償還期限を短縮もしくは繰り上げ償還または低利に借り換えすることができる。

(一時借入金)第6条、一時借入金の限度額は1,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。(1)職員給与費 2,454万4,000円。

(棚卸資産の購入限度額)第8条、棚卸資産の購入限度額は389万8,000円と定める。

令和2年3月3日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは細部説明をいたします。288、289ページをお願いいたします。令和2年度松田町上水道事業会計予算実施計画です。

収益的収入及び支出は3条予算です。款1、水道事業収益は予定額1億3,219万1,000円です。項1、営業収益は1億578万1,000円。内訳としまして、目1、給水収益の水道使用料としまして9,891万2,000円を計上しております。目3、その他の営業収益は686万9,000円を計上しております。項2、営業外収益は2,640万9,000円です。主な内訳といたしまして、目2、雑収益で寄簡易水道事業特別会計から事務委託分の繰入金や加入負担金など1,198万5,000円を計上してございます。目3、長期前受金戻入は1,440万5,000円を計上してございます。

続きまして、右のページをお願いいたします。支出でございます。款1、水道事業費用、予定額1億3,219万1,000円。項1、営業費用は1億1,831万4,000円です。内訳としまして、目1、原水浄水配水及び給水費は施設管理費用として3,283万8,000円。目3、総係費は一般管理関係の費用として2,923万円を計上しております。目4、減価償却費5,539万6,000円と目5、資産減耗費85万円は実際の支出は伴わず資本的支出のための留保資金となるものでございます。次に項2、営業外費用です。予定額756万8,000円です。内訳としまして、目1、支払利息222万8,000円。企業債利息などです。消費税及び地方消費税でございすが、514万6,000円でございます。次に項4、予備費につきましては629万9,000円を予定しております。

それでは、ページが少し飛びまして300、301ページをお願いいたします。予算実施計画内訳の収益的収入及び支出を説明いたします。それでは収入です。款1、水道事業収益、項1、営業収益、目1、給水収益です。節1、水道使用料は9,891万2,000円です。前年比707万7,000円、6.7%の減額となっております。目3、その他の営業収益は686万9,000円です。前年比21万3,000円の減額となっております。次に目2、雑収益です。本年度1,198万5,000円です。前年比698万6,000円の減となっております。節14、その他雑収益として、寄簡易水道事業特別会計繰入金129万2,000円を計上してございます。目3、長期前受金

戻入1,440万5,000円でございます。会計上必要な経費でございます。現金の動きがない収益でございます。以上により、収入合計額は1億3,219万1,000円となり、前年比1,370万5,000円の減額となっております。

続いて304、305ページをお願いいたします。支出でございます。目1、原水浄水配水及び給水費です。本年度3,283万8,000円です。前年度比571万5,000円の減額でございます。減額の主な要因といたしましては上水道台帳整備委託の減、量水器交換委託の減などによるものです。

それでは主な支出を御説明いたします。次のページをお願いいたします。節25、動力費です。宮下水源、中河原水源など、ポンプ等の電気料としまして2,049万5,000円を計上しております。目3、総係費です。これらの科目は一般管理経費で本年度予定額2,923万円です。前年度比96万2,000円の減です。節1の報酬でございます。令和元年度まで臨時職員としていたものを会計年度任用職員とした関係で、令和2年度より賃金科目ではなく報酬科目を使用します。したがって、前年より報酬が184万増加し、賃金は皆減となっております。次に節17、賃借料。既存の水道料金システムがリース期間満了を迎えることから、再リースをしないため9月までの旧の水道料金のシステム料をこちらで計上してございます。

次のページをお願いいたします。節29、負担金でございます。負担金は新規に導入する水道料金システムや一部外部委託する業務の負担金が増加したため489万6,000円の増という形になっております。目4、減価償却費及び目5、資産減耗費については、実際の支払いが伴いませんが、減価償却費は355万6,000円の減になっており、資産減耗費は27万9,000円の増になっているところでございます。

続きまして項2、営業費用です。節38、企業債利息で平成3年から配水管布設替えなどの事業に対する企業債利息222万8,000円を計上してございます。目2、消費税及び地方消費税です。今年度514万6,000円で、前年度比166万6,000円の増額となっております。

次のページをごらんください。予備費でございます。予備費につきましては629万9,000円の計上でございます。

次に312、313ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。収入です。こちらから4条予算の収支になります。款3、資本的収入780万円になります。主なものとして、企業債、本年度予定額360万円でございます。後に説明する委託料の一部に企業債で対応するものでございます。その他といたしまして、工事負担金で200万、県費補助金といたしまして…申しわけございません、20万です、工事負担金20万でございます。続きまして、県支出金、県補助金400万でございます。宮下水源水害対策工事につきまして充当させるものでございます。

次のページをおめくりください。資本的支出の収入でございます。項、目とも建設改良費でございます。本年度2,974万9,000円で、前年比1,016万7,000円の減額でございます。主な要因といたしましては、工事請負費の減額によるものでございます。節1、報酬です。3条予算と同様に臨時職員を会計年度任用職員としたため、賃金ではなく報酬として支払うものです。本年度261万9,000円の増でございます。節15、本年度1,900万円で、前年比1,517万円の増額です。経営戦略策定業務、新水道料金のシステム等の導入にかかる業務、宮下水源水害対策工事設計の業務にそれぞれ予算を充当させているところでございます。

次に目2、固定資産購入費です。本年度2,138万6,000円で、前年度比1,545万円の増です。節28、材料費で、量水器の購入費を計上しております。計量法により8年以内で順次交換しております。量水器の新年度分674基分を計上してございます。節48、備品購入費で、新料金システム、新水道システム料金システムのために使用する端末2台購入し、旧システムサーバーの廃棄を同時に行うための予算を計上してございます。節50、無形固定資産購入費でございます。新企業会計システムの使用に係る権利一式を取得します。固定資産の取得になるので減価償却が発生をいたします。

次のページをお願いいたします。続きまして、項、目とも企業債償還金で1,681万6,000円です。節44、元金償還金で平成3年度からの事業16件分の元金償還金を計上してございます。

次に、上水道事業会計は企業会計でございますので、もとに戻りまして292

ページをお願いいたします。292ページ、キャッシュ・フロー計算書でございます。この諸表は新会計制度により、平成26年度決算から追加されたものでございます。令和2年度期首と期末の現金の増減がどの企業活動に由来するかを示すものです。下から2段目の5、現金の前年度末残高は4億3,564万7,339円、その下、6、現金の当年度末残高は3億1,491万6,929円となり、令和2年度中は1億2,073万410円の減になり、こちらにつきましては4の現金の当年度増減額に記載しているところでございます。

続きまして、293ページをお願いいたします。令和元年度松田町上水道事業予定損益計算書でございます。営業収益9,105万4,000円。2、営業費用1億1,304万6,000円の見込みでございます。1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益はマイナス2,199万2,000円の見込みでございます。3、営業外収益1,959万8,000円。4、営業外費用262万1,000円の見込みです。3の営業外収益から4の営業外費用の差引額は1,697万7,000円の見込みでございます。したがって、今年度の、当年度の経常利益及び当年度利益はマイナス501万5,000円の見込みになります。この、いわゆる損失利益に前年度繰越利益剰余金7,082万1,000円を足した額6,580万6,000円が当年度末処分利益剰余金となる見込みを立てております。

なお、294ページから297ページまでに予定貸借対照表、319ページ以降に投資的事業の概要、給与費明細、債務負担行為に関する調書、企業債明細書を添付しておりますので、後ほど御高覧いただければと存じます。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 1点、お伺いをいたします。ページ290ページにおきまして、県の補助金の中で宮下水源水害対策工事補助金400万円というのがございます。また歳出のほうではですね、315ページで宮下水源水害対策工事設計委託料800万円ということで計上されております。この事業は令和2年度で設計を行い、3年度以降でですね、工事に着手する事業かなと思いますが、そういった水害対策工事の、それぞれの年度における事業執行及び、どのようなですね、水害対策工事を行うのか等についてお知らせいただきたいと思っております。

環境上下水道課長     それでは御説明いたします。そもそもの目的といたしましては、神奈川県が実施しました水道法の改正に伴って、浸水想定区域が川音川区域まで指定されたため、宮下水源が洪水の浸水想定区域に入ったことによるものでございます。当然、浸水想定区域に入ったということですので、いわゆる、宮下水源地のですね、電気工事のかさ上げですとか、取水設備の保護などを中心としたですね、整備を行っていかねばいけないということですので、令和2年度につきましては設計料を見込ませていただいたところでございます。なお、工事につきましては、令和3年度より実施を予定しているところでございます。主な事業といたしましては、いわゆる、新たな宅上げをした後のですね、場内の施設の再配置あるいは取水ポンプの設計、あるいは受水槽の築造、自家発電の施設工事等々を、もろもろを予定しているところでございます。

6 番 井 上     再度ね、お伺いをしたいと思います。浸水想定区域に入っているということで、県の出している浸水想定ハザードマップ等でですね、そういったエリアに指定をされたということからですね、県の補助金を受けて行われる事業だということには理解をいたしました。

2点ですね、工事着工は令和3年度よりということは、3年度単独で終わるのかという点とですね、あと、浸水想定をされているということで、大体何メートルぐらいのですね、浸水の被害を想定された、それに対応される工事を行うのか、それは設計委託を待たないとわからないのかもしれませんが、わかる範囲でお知らせ願いたいと思います。

環境上下水道課長     工事につきましては令和3年度から開始いたしますが、単年度で到底終わる工事でもございませんので、今の見込みではですね、6年程度かけてですね、工事を行っていききたいというふうに考えているところでございます。（私語あり）6年間でございます。ちょっと高さについては、ちょっと今お調べしていますので。

副 町 長     浸水の想定ですけども、私、最大5メートルというところで計画になっていると思いますので、その5メートル以上のクリアがとれるような計画というふうになっていくというふうに考えております。以上です。

6 番 井 上     ありがとうございました。大分、5メートルですとですね、大分、大規模な

工事になるのかなというふうに思います。最後になりますけれども、6年間で、令和3年度から6年間のそれぞれの年度での工事を、先ほど説明された箇所について行っていくと思います。もしわかりましたらですね、総体の6年間の、令和2年度の800万円を含めたですね、総体の事業費の額がわかりましたら、お知らせいただきたいと思います。

環境上下水道課長 あくまで概算値ではございますが、約4億8,000万円程度かかると、今のところ見込んでおります。

議長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第18号令和2年度松田町上水道事業会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は11時といたします。(10時51分)

議長 休憩を解いて再開いたします。(11時00分)

日程第7「議案第19号令和2年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町長 議案第19号令和2年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算。令和2年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,230万5,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は

「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円と定める。

令和2年3月3日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは説明をさせていただきます。340ページ、341ページをお開きください。事項別明細書により説明いたします。

歳入です。款1、事業収入。項、目とも給水収入です。本年度1,774万9,000円で、家庭用687件分と事業所26件分の水道使用料1,764万9,000円と滞納繰越分10万円を計上してございます。

款2、分担金及び負担金。項、目とも負担金です。本年度114万5,000円で、13ミリ2件分の加入負担金と13ミリから20ミリの変更1件、あと一般会計から消火栓75基分の維持管理費負担金を計上しております。

款3、使用料及び手数料。項、目とも手数料です。本年度1万8,000円で、給水工事審査手数料、検査手数料として3件、給水装置の中止・開始の手数料24件分を計上してございます。

款4、繰入金。項、目とも一般会計繰入金です。本年度2,009万円の計上です。平成7年度からの公債費、26件分の元利償還金、管理的経費の一部などに繰入金として充当させてございます。

款5、繰越金。項、目とも繰越金です。前年度繰越金としまして330万円を計上してございます。

款6、諸収入。項、目とも雑収入です。1,000円計上してございます。

次のページをお願いいたします。歳出です。款1、事業費。項、目とも管理費です。本年度1,817万8,000円で、前年度比1,559万2,000円の減額でございます。主な減額理由といたしましては、工事請負費の減でございます。目1、管理費では、施設の管理に要する経費を計上してございます。説明欄をごらんください。まず管理的経費です。節10、需用費としまして、光熱水費で水源の取水・送水ポンプなどの電気料、汚水補修用の対応として修繕費を、また減菌用の医薬材料費などを計上しており、計901万4,000円を計上してございます。節

12、委託料367万6,000円です。ここでは、水道使用量検針業務委託料、量水器取替委託、配水池清掃委託などの施設管理の委託料、毎月実施しています水質検査委託料などを計上してございます。節17、事業用備品として、量水器195基分99万3,000円を計上してございます。なお、節1の報酬でございますが、令和2年度からの会計年度任用職員制度により、水道施設の定期管理を行う3名分の賃金が報酬として194万2,000円計上されてございます。28、繰出金です。水道料金の徴収などの事務手数料として、水道事業会計へ129万2,000円の繰出金を計上してございます。

次のページをお開きください。款2、公債費、項1、公債費でございます。目1、元金でございます。本年度1,929万6,000円でございます。平成7年度から31年度までに起債をいたしました20件分の長期債の償還分でございます。目2、利子でございます。本年度350万円で、平成7年度からの26件分の長期債利子と償還金と一時借入金の利子でございます。最後に予備費でございますが、483万1,000円でございます。

以上でございます。なお、347ページ以降に地方債の現在見込みに対する調書、令和元年度公債費元利償還金26件分の内訳が記載されておりますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 1点お伺いをいたします。寄簡易水道事業につきましては、国の措置により、公営企業会計への移行というのが義務づけられ、あと3年後ですか、の猶予があるということでございます。この令和2年度のですね、予算の中です、例えば、その寄簡易水道事業から寄簡易水道事業の会計をですね、公営企業会計にするためのですね、そういったさまざまな施策とかですね、住民への対応等、これから準備をしていくということで、3年間というのはあるようで短いかなというふうにも感じます。そういったですね、準備経費がですね、どういった形で計上されているのか。この寄簡易水道事業会計でなければですね、他の会計に計上されているのか、それについてお伺いをいたします。

環境上下水道課長 それではお答えいたします。いわゆる企業会計化の移行に伴いまして、いわ

ゆる他地区の事例等を見ますと、いわゆる委託といたしますか、いわゆる移行に実際にかかる期間としては2年間。そこでの大体のかかる年間の経費というのは、私ども、実際に見積もりをとったわけではございませんが、他地区の事例等を参照しますと、年間大体1,000万円程度かかるというふうに聞いているところでございます。一応、令和2年度につきましては、私どものほうですね、いわゆる移行にかかる作業工程等をですね、課内で調整してですね、まず策定するとともに、企業会計で一番問題になりますのが、いわゆる従前資産のですね、洗い出しとそれに対して減価償却がどのぐらいかかるのかというのが、相当やはり時間がかかるというふうに聞いているところでございます。ですので、今年度につきましては、全体のスケジュールとあわせてですね、寄簡易水道内にあるですね、いわゆる資産が、いわゆる償却対象資産がどのぐらいあるかというふうなものをですね、洗い出しの作業をですね、に着手したいというふうに考えているところでございます。以上です。

6 番 井 上　　そうですね、会計の移行にかかるですね、直接的な経費としてはですね、期間としては2年間だということです。寄簡易水道事業会計のですね、規模から見ますと、私はですね、単独での企業会計というのは難しいのではないかなというふうに感じているところです。そうしますとですね、やはり、松田町の上水道事業会計の中にですね、やはり統合されるのが自然な形なのかな、そういった会計規模、事業規模から見てですね、そういうふうに考えます。そういったふうな想定をされていないのか。当然、されているのであればですね、一番、会計の移行、そういった業務的な移行以外にですね、やはり住民へのですね、説明なり、当然、住民のほうの負担としては、今までの水道の簡易水道事業の料金からですね、上水道事業への料金ということで、さまざまな部分が、住民としてかかわってくるというふうに想定されます。そういった部分を、その会計移行期間の前にですね、もう令和2年ぐらいから始めていかないと、なかなか、そういう住民の意向というのをですね、捉えきれないのかというふうに感じる場所なんです。だから、もう令和2年度から、そういった準備作業の経費が見込まれる、例えばその協議会なり寄とのですね、そういう説明会なり、そういった部分の経費と、またはそれぞれの代表者によるですね、会議

等の費用というのが見込まれていないかという質問をしたわけですので、わかる範囲でですね、寄簡易水道事業の公営企業制への移行というのはどういうふうな形でなるのか、地元に対するそういう説明はどうなるのか、その2点について再度お伺いをいたします。

環境上下水道課長　議員も御承知のとおりですね、企業会計というのは、いわゆる独立採算制が原則でございます。当然、事業の収入をもってですね、その会計を運営していくというのが、まず原則であるということをまず私どもも理解しているところでございます。ただ、いわゆる今度企業会計になりますと、3条予算、4条予算というふうなところで分かれる中でですね、いわゆるハード設備、いわゆる資本的ないわゆる収支にかかる、いわゆる4条予算の部分についてのお金というのはですね、通常であれば内部留保資金あるいは起債等がですね、の原資をもってですね、そういった工事に充てていくというふうな話になってくるところでございます。

当然、私どもとしましては、いわゆる新規のインフラ整備にかかるようなものについては、ある程度、町負担等もですね、お願いしながらやっていくというふうなことも考えているわけではおるんですが、いわゆる収益的収支あるいはその他の部分については独立採算の原則からすればですね、その会計の中でやっていかなければならないというふうなところの中で、今後シミュレーションを組んだ段階でですね、いわゆる会計上やむを得ない部分についてはですね、実は総務省のほうからもですね、いわゆる公営企業については、独立採算制を基本原則としつつ、その経費のうち、その性質がですね、経営に伴う収入をもって充てるのが適当でないもの、能率的な経営を行っても、収入をもって充てるのが客観的に困難なものであると認められるものについてはですね、一般会計からの繰り入れもやむなしといった、いわゆる通知もされているところでございます。ですので、今後、上水・下水のですね、経営、いわゆる企業会計化に当たってはですね、当然、いわゆる原則、いわゆる独立採算の原則を堅持しつつですね、やむを得ない部分について、どの程度、公共負担ができるのか、するべきなのかというのをですね、検討していく必要があるというふうに考えております。

なお、住民周知の部分についてはですね、当然、使用料の改定という非常に、住民の方にとって非常に身近で、身近なところも当然、検討していかなくちゃいけない事項にはなってくるところでございますので、アナウンスのやり方としてはですね、企業会計化にかわりますというような、まず大きな制度の目的、説明からですね、入っていく必要があるのかなというところでですね、それが令和2年度から、どの程度、どこまでできるのかというのは、今後の検討材料として考えていきたいというふうに思っております。以上です。

6 番 井 上 やむを得ない場合にはですね、一般会計からの繰り出しもできるというふうなところもありますけれども、やはり今後ですね、そういった公営企業会計への移行に伴って、さまざまなハードルがあると思います。その都度ですね、そういった状況を議会のほうにもですね、お知らせいただき、住民負担の変動等についてですね、情報を得たいというふうに考えておりますので、そういった方向に際しましてもですね、情報提供をですね、町のほうにお願いをして終わりいたします。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)・

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第19号令和2年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8「議案第20号令和2年度松田町下水道事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第20号令和2年度松田町下水道事業特別会計予算。令和2年度松田町下

水道事業特別会計予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,284万7,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債) 第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

(一時借入金) 第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定める。

令和2年3月3日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは説明をさせていただきます。355ページをお願いいたします。

第2表、地方債から御説明いたします。表左側、起債の目的の欄。公共下水道事業債です。限度額4,450万円で、公共下水道污水管布設工事等に充てる150万円と下水道事業債分の補填特別措置債等の4,300万円を合わせた額となっております。下の酒匂川流域下水道事業債は限度額380万円で、小田原の酒匂処理場の建設事業債を関係市町により負担する財源を起債で受けるものです。よって、合計は4,830万円となっております。

少し飛びまして、362ページ、363ページをお願いいたします。事項別明細の歳入でございます。款1分担金及び負担金、項1負担金、目1受益者負担金です。本年度15万円でございます。款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料です。本年度1億2,200万円でございます。款4繰入金、項、目とも一般会計繰入金です。公債費の減により、本年度9,480万円となり、公債費の元利償還金に充当してございます。款5繰越金、項、目とも繰越金です。前年度繰越金としまして723万3,000円計上してございます。款6諸収入、最下段の項2雑収入ですが、本年度27万1,000円の計上でございます。雑入の内訳としまして、水道企業団の負担金を見込んでございます。款7町債です。目1下水道事業債です。先ほど地方債で御説明いたしました公共下水道污水管布設工事分と小田原市酒匂の処理場建設の事業費の負担分4,830万円を計上させてい

ただいております。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。款1総務費、項1下水道総務費、目1一般管理費です。この目では下水道事業管理経費として本年度2,211万円でございます。主な歳出としまして、右のページの説明欄の中段、12委託料で、下水道使用料徴収事務を上水道会計へ委託する委託料等520万円を見込んでおります。節26の公課費では、消費税及び地方消費税を1,100万円、その段2、節2給料、以下職員1名分の人件費と計上してございます。次に最下段、施設管理経費でございます。本年度344万1,000円でございます。この目では、下水道管の施設管理経費として支出をするところでございます。

次のページをお願いいたします。節10需用費でございます。111万3,000円を計上しております。光熱水費として流量計4基、マンホールポンプ5基の電気料と下水道管等の修繕料を計上してございます。節12委託料では、下水道の水質検査委託料、流量計やマンホールポンプの保守点検料として211万1,000円を計上してございます。

続いて、款2事業費、項、目とも下水道事業費です。本年度382万2,000円でございます。この目では、主に公共下水道の工事経費を支出してございます。節14工事請負費で300万円の計上でございます。主な内訳としましては、公共下水道維持補修工事としてマンホール蓋の改修や、下水道管渠の修繕工事を計上してございます。

次のページをお願いいたします。款3流域下水道費、項、目とも流域下水道費です。本年度6,394万9,000円です。酒匂川流域下水道事業の維持管理負担金の支払いに充てるものでございます。

款4公債費、項1公債費です。目1元金です。本年度1億4,980万1,000円で、前年比1,279万3,000円の減になっております。平成4年度借り入れからの長期債元金の償還金でございます。目2利子です。本年度2,636万4,000円で、同じく長期債利子の償還金です。前年比マイナス286万8,000円の減です。

款5、項、目とも予備費です。本年度336万円でございます。以上でございます。

なお、361ページ以降に投資的事業の概要、給与金明細、債務負担行為に関

する調書、地方債の現在見込みに対する調書、令和2年度公債費元利償還金121件分の内訳が記載されているので、後ほど御高覧いただき、説明は省略させていただきます。

説明は以上で終わります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 先ほどのですね、寄簡易水道事業会計でもお聞きしました。下水道事業特別会計におきましても、公営企業化の移行がですね、同じ、寄簡水と同じタイミングでされるというふうに思います。先ほどは、寄簡水のほうはですね、会計の移行については2年間ということで説明がございました。下水道のほうは事業規模的には大分大きいと思いますが、どの程度ですね、そういう会計の移行は見込まれているのか。もう既にですね、大井町、開成町の下水道会計は、たしか令和2年度ぐらいからですね、移行されるというふうな情報を聞いておりますが、下水道事業会計についてもですね、今後の対応等についてお知らせいただきたいと思います。

環境上下水道課長 下水道事業のですね、公営企業化に向けたスケジュールにつきましても、簡易水道と同じく2年間を見ております。

6 番 井 上 2年間ということで、今後のですね、移行に係る、もうこの令和2年度は何もやらないのか、その2年前からですね、そのまますぐスタートしてしまうのか。住民に対する、そういった情報提供なり、または企業会計化に伴うですね、料金等の変更の考え方についてどうなのか、そういったところもあわせてお願いをいたします。

環境上下水道課長 まずですね、先ほどの私の説明もちょっと足りないところがありましたので、2年というのはですね、令和3年、令和4年の2カ年を指すところがございます。下水道のいわゆる企業会計化に伴いまして、基本的な考え方としては、先ほど申しました、いわゆる簡易水道事業とですね、同じ考え方で考えていく必要があるというふうに考えております。簡易水道事業と比べるとですね、ある程度、規模も大きく、簡易水道と比較しますとある程度、経営もですね、若干安定はしているところではございますが、当然、その独立採算の原則に沿ってですね、受益者負担の関係とですね、それに対する、いわゆる公共財

の投資を本当にどの程度のバランスでやっていくのか、あわせてですね、いわゆる現在の使用料はですね、またある程度、企業化に伴ってですね、いわゆる経費の回収率を上げるためにですね、上げていかなきゃいけないということも当然検討はしていく必要があるのかなというふうには思っているところでございます。

なお、住民の周知につきましてもですね、いわゆる制度の御案内からですね、まず始めさせていただいて、検討の内容というのはですね、常時、皆さんに広く公開するような形でですね、提供できればなというふうには考えているところでございます。以上です。

議 長 ほかにございますか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第20号令和2年度松田町下水道事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9「議案第21号令和2年度松田町介護保険事業特別会計予算」を議題とします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第21号令和2年度松田町介護保険事業特別会計予算。令和2年度松田町介護保険事業特別会計予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億4,713万3,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定に

より、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月3日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願いたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは、令和2年度介護保険事業特別会計について、歳入歳出事項別明細により説明をさせていただきます。

400ページ、401ページをお開きください。歳入から説明をいたします。款1 保険料、項1 介護保険料、目1 第1号被保険者保険料。予算額は2億2,693万5,000円、前年度比較マイナス124万5,000円の減です。65歳以上の第1号被保険者数は3,745人を見込み、所得に応じた第1段階から第12段階の保険料率によりお納めいただくこととなります。

説明欄をごらんください。節1、現年度分特別徴収保険料は2億1,140万7,000円、前年度比較マイナス116万2,000円の減。年金収入が年額18万以上の方が対象となります。節の2、現年度分普通徴収保険料は1,493万8,000円、前年度比較マイナス8万3,000円の減。節3、滞納繰越分普通徴収保険料は59万円を計上しております。

款の2、使用料及び手数料は総務手数料と督促手数料を計上しております。

款の3、国庫支出金でございます。予算額は2億5,228万8,000円、前年度比較2,348万7,000円の増です。項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金につきましては、歳出の保険給付費のうち居宅給付費の20%分を、施設給付費の15%を国が負担することと定められており、それぞれに基づいて計上しております。項2 国庫補助金でございます。目の1 調整交付金につきましては、国庫分25%のうち5%分プラス調整率を加えたものを計上しております。目の2 介護予防等地域支援事業交付金につきましては、歳出における地域支援事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業に従事する保健師の人件費など、介護予防等地域支援事業経費の25%を計上しております。目の3 包括的支援等地域支援事業交付金につきましては、歳出、目の4 包括的支援事業・任意事業費と、地域包括支援センターの業務を担う職員の人件費など、包括的支援等地域支援事業経

費分の38.5%を計上しております。目の4 保険者機能推進交付金は、高齢者の自立支援、重度化予防や介護予防等の取り組みに応じて交付金として交付されるもので、141万4,000円を計上いたしました。

款の4 支払基金交付金は、第2号被保険者保険料を支払基金交付金として収入するものでございます。目の1 介護給付費交付金は、歳出の保険給付費総額の27%を計上しております。目の2 地域支援事業交付金は、歳出の介護予防等地域支援事業経費分の27%を計上しております。

1枚おめくりください。402、403ページでございます。款の5 県支出金でございます。予算額は1億5,436万1,000円、前年度比較449万円の増です。項の1 県負担金、目の1 介護給付費負担金は、国庫の介護給付費負担金で説明した居宅給付費の12.5%、施設給付費の17.5%を計上しております。項の2 県補助金、目の1 介護予防等地域支援事業交付金でございます。介護予防等地域支援事業経費分の同じく12.5%を計上しております。その下、包括的支援等地域支援事業交付金でございます。こちらも包括的支援等地域支援事業経費分の19.25%を計上しております。

次に款の6 繰入金でございます。予算額は1億8,304万4,000円、前年度比較656万円の増でございます。項の1 一般会計繰入金、目の1 介護給付費繰入金。こちらは保険給付費総額の12.5%を計上しております。目の2 その他一般会計繰入金は、職員2名分の給与費及び一般管理費徴収費等の事業経費を計上しております。目の3 地域支援事業費繰入金は、介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業繰入金として、介護予防等地域支援事業経費分の12.5%を介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金では、包括的支援等地域支援事業経費分の19.25%を計上しております。目の4 低所得者保険料軽減繰入金は、予算額1,014万5,000円、前年度比較404万4,000円の増でございます。昨年10月の消費税増税に伴う低所得者対策として、第1段階から第3段階の保険料率を軽減するために実施していたものの拡充により額がふえてございます。一般会計で歳入した国・県の交付金に町負担分を加えたものを繰り入れるものでございます。その下、地域包括支援センター事業費繰入金でございますが、この後歳出でも説明いたしますが、1階層上のくくりである地域支援事業全体

のメニューの見直しにより、国庫、県費の歳入をふやしつつ、地域包括支援センターへの一般会計の繰入金を減といたしました。あくまで予算上の整理であり、今後も引き続きサービスを低下することなく、地域包括支援センターを運営してまいります。

款の7諸収入につきましては、前年度と同様な項目立てをしております。

404、405ページをお願いいたします。款の8繰入金につきましては予算額5,000万円を見込んでおります。

続きまして歳出について…繰越金、失礼しました、繰越金でございます。予算額5,000万円を見込んでおります。失礼しました。

続きまして歳出について説明いたします。406、407ページをお開きください。款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費は、予算額1,940万5,000円。前年度比較250万6,000円の増でございます。主なものといたしましては、説明欄で御説明をいたします。大事業1、職員給与費、介護保険賦課徴収や介護給付に携わる職員2名分の給与費のほかを計上しております。その下、大事業の2、一般管理経費では、国保連合会のシステム利用に関する経費などを計上しております。

次のページをお開きください。408、409ページでございます。項の3介護認定審査会費、目の1認定調査等費は、予算額897万1,000円、前年度比較254万円の増でございます。主なものは主治医意見書にかかわる手数料と、要介護認定訪問調査の会計年度任用職員として3名雇用しまして、その3名体制で行ってまいります予定でございます。目の2認定審査会負担金624万5,000円につきましては、足柄上衛生組合に事務局を置きまして、1市5町で構成する足柄上地区介護認定審査会負担金として支出し認定を行うものでございます。項の4委員会費は予算額357万1,000円、前年度比較150万5,000円の増でございます、次ページにまたがります。410、411ページをお願いいたします。第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けまして、介護保険事業計画等策定委託料経費を計上しております。

続きまして款の2保険給付費でございます。予算額10億943万5000円、前年度比較2,441万9,000円の増でございます。項の1介護サービス等諸費は、負担

金補助及び交付金として居宅介護サービス給付費以下、第7期介護保険事業計画における額を計上しております。項の2高額介護サービス費は、利用者の介護保険給付費の月々の負担額が上限額を超えた場合に給付されるもので、予算額2,622万2,000円、前年度比較300万円の増でございます。

次ページをお開きください。412、413ページでございます。項の4特定入所者介護サービス費、予算額3,212万4,000円でございますが、主に所得が低い方が施設サービスを利用した場合に、自己負担限度額を超えた分について給付される経費でございます。項の5高額医療合算介護サービス等費は、医療費と介護費の両方が高額となった世帯に、自己負担限度額を超えた分を支給し負担を軽減するもので、予算額525万円、前年度比較74万円の増でございます。

款の3基金積立金は、令和元年度の給付費の伸びが現在のところ予想より緩やかで、繰越金が見込まれることもあり、介護保険財政調整基金として3,000万円を計上いたしました。

款の4諸支出金、項の1償還金及び還付加算金の予算額は、25万2,000円、前年度比較1万円の減でございます。第1号被保険者保険料還付金は実績に基づいて計上しております。

次のページをお開きください。414、415ページでございます。款の5地域支援事業費でございます。予算額5,656万5,000円、前年度対比933万9,000円の増でございます。説明欄をごらんください。大事業1、職員給与費として担当する保健師、社会福祉士の人件費を計上しております。その下、大事業の2、一般管理経費は地域包括支援センターで行う包括的支援事業や介護予防支援にかかわる事務経費を計上しており、地域包括支援センターのシステム賃借料、保守点検委託料、住民基本台帳と連動させるためのシステム改修委託などが主なものでございます。

次のページをお開きください。416、417ページでございます。目の2介護予防・生活支援サービス事業費でございます。説明欄をごらんください。大事業1サービス事業費のうち、(1)訪問型サービスは町直営の訪問型介護予防事業として管理栄養士、作業療法士の訪問や、生活機能低下が疑われる高齢者に対して、栄養改善、口腔機能向上事業を、また訪問事業を御利用いただくため

の委託料を計上しております。(2) 通所型サービスは、生活機能低下が疑われる高齢者に対して、運動器の機能向上事業を実施するほか、通所型サービスも通所介護相当のサービスとして実施する委託料を計上しております。(3) 生活支援サービスですが、食のアセスメント事業として、栄養改善を目的とした配食、見守り、安否確認を進めるための経費を計上しております。

続きまして大事業の2介護予防ケアマネジメント事業費でございます。

(1) 介護予防ケアマネジメント事業ですが、介護予防・生活支援サービス利用者のケアマネジメントを行うための経費や、会計年度任用職員保健師の雇用にかかわる経費を計上しております。

1 ページおめくりいただき418、419ページをお願いいたします。目の3一般介護予防事業費では、一般の高齢者を対象に、火曜体操会、呼吸法運動教室、筋力向上教室など、介護予防事業を継続して実施するための経費を計上しております。

目の4包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センターの運営経費のほか、権利擁護、介護相談員の派遣、家族介護慰労金の経費のほか、足柄上管内1市5町共同で開設いたしました在宅医療・介護連携支援センターの運営にかかわる経費。生活支援体制整備事業として、社会福祉協議会と共同で事業に取り組むほか、次のページにまたがりませんが、422、423ページ、認知症総合事業で、認知症対策として予防と共生を念頭に事業を行ってまいります。

項2、422、423ページをお願いいたします。項の2その他諸費につきましては、介護予防ケアマネジメント費及び第1号訪問サービス、第1号通所サービス請求支払いにかかわる国民健康保険団体連合会に支払う審査手数料を計上しております。

款の6予備費につきましては、1,222万8,000円を計上しております。

最下段、地域包括支援センター事業費でございますが、こちら、歳入のほうでも御説明しましたが、従前介護支援専門員の賃金を計上しておりましたが、会計年度任用職員制度導入に合わせて、その1階層上のくくりである地域支援事業全体のメニューの見直しによりまして、その中に組み込みをいたしました。国庫、県費の歳入をふやして一般会計の繰入金を減としております。サービス

を低下させることなく、今後も地域包括支援センターを運営してまいります。

以上、歳入歳出総額11億4,713万3,000円となります。

なお、426ページから429ページにわたり職員給与明細書を、430ページに債務負担行為にかかわる調書を掲載しております。後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第21号令和2年度松田町介護保険事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議 長 暫時休憩します。休憩中に昼食をとってください。午後1時から再開いたします。(11時46分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(13時00分)

日程第10「議案第22号令和2年度松田町用地取得特別会計予算」を議題とします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第22号令和2年度松田町用地取得特別会計予算。令和2年度松田町用地取得特別会計予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,187万6,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年3月3日提出 松田町長 本山博幸

よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは説明をさせていただきます。ページ440、441ページをお開きください。歳入になります。款1繰入金、項、目ともに一般会計繰入金でございます。本年度2,181万円の一般会計からの繰入金を見込んでおります。これにつきましては、籠場地区住宅、町屋地区住宅の用地取得に伴う借入金元利償還分となります。

次のページをお願いいたします。歳出になります。款、項ともに公債費、目1の元金ですけれども、2,170万円。籠場地区、町屋地区の住宅の元金返済分になります。目2利子につきましては11万1,000円。元金2本分の利子分となります。予備費につきましては6万5,000円で計上してございます。

次のページに公債費元利償還金の内訳を掲載してございますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第22号令和2年度松田町用地取得特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第11「議案第23号令和2年度松田町後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第23号令和2年度松田町後期高齢者医療特別会計予算。令和2年度松田

町後期高齢者医療特別会計予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億8,797万6,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年3月3日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは令和2年度後期高齢者医療特別会計予算について説明させていただきます。

予算総額は1億8,797万6,000円で、前年度比較1,441万円、8.3%の増となっております。増額となった主な要因につきましては、2年ごとの保険料改定によるものでございます。75歳以上の方を対象とする後期高齢者医療制度は、平成20年度から始まり、10年余りを経過をしているところでございます。保険料の決定や医療の給付などは神奈川県後期高齢者医療広域連合にて行っておりますが、申請や相談などの窓口事務や保険料の収納については町が行っているところでございます。令和2年2月末の被保険者数は1,898人となっております。平成30年度の末では、人口1万872人に対し1,893人で、17.4%を占めていたところでございます。

それでは歳入歳出予算事項別明細書にて説明をさせていただきます。454、455ページをお開きください。歳入でございます。款の1、項の1、目の1後期高齢者医療保険料は、予算額1億5,794万5,000円、前年度比較1,234万6,000円の増でございます。保険料につきましては2年ごとに見直され、令和2年度は改定される年度で、月末の広域連合議会に上程されることとなっております。現在提示されている均等割、所得割については、均等割4万1,600円から4万3,800円。所得割につきましては8.25%から8.74%になっております。なお、後期高齢者医療保険につきましては、約1割を被保険者の保険料で賄い、残りの9割を国、県、市町村負担金の公費と他の医療保険からの支援金で賄われているものでございます。

款の3繰入金、項の1、目の1一般会計繰入金は、予算額2,800万8,000円で、前年度比較208万4,000円の増でございます。説明欄の保険基盤安定繰入金

2,667万5,000円は、325万6,000円の増となりました。これは低所得者の保険料軽減分を公費で補填するための制度でございます。一般会計で収入した県費の後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金4分の3と、町負担分4分の1を合わせて繰り入れるものでございます。また事務費繰入金59万7,000円は、歳出における一般管理費事業費繰入金73万6,000円は、一般会計の雑入、後期高齢者広域連合から受け入れました長寿健康増進事業補助金等を充当して、歳出の保険事業費の財源とするものでございます。

款の4、項の1、目の1繰越金200万円は、前年度繰越金として前年度と同額を計上してございます。

次のページ、456、57ページをお開きください。歳出でございます。款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費は、予算額61万7,000円で、2,000円の増となりました。一般事務経費を計上しております。被保険者証の発行や郵送料など一般的な事務にかかるものとなります。

款の2、項の1、目の1後期高齢者医療広域連合納付金は、予算額1億8,440万1,000円、前年度比較1,426万9,000円の増でございます。これは一般会計から繰り入れました保険基盤安定負担金2,667万5,000円と、町で徴収する保険料の合計額を広域連合に納付するものでございます。

款の3諸支出金、予算額22万1,000円は前年度と同額でございます。内容は項の1償還金及び還付加算金の過年度分の保険税過誤納還付金でございます。

最下段、款の4、項の1保健事業費は、予算額73万6,000円で、13万9,000円の増でございます。主なものといたしましては、説明欄をごらんください。目の1保険給付費、1一般管理経費。次のページをお開きください。節の18負担金補助及び交付金の人間ドック受診者に対する補助金でございます。1人2万円30件分を計上しております。目の2保健事業費は、国民健康保険事業との同時実施とはなりますけれども、年齢到達となり後期高齢者医療被保険者となられても、継続して御利用いただけるよう配慮して、糖尿病、成人病重症化予防事業に取り組ませていただくものでございます。

款5、項の1、目の1の予備費になりますが、歳入歳出の差額分の200万1,000円になっております。

なお460ページ、461ページに給与費明細書を掲載しておりますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 担当課長に細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第23号令和2年度松田町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第12「議案第40号松田町再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長、平野由里子君。

産業厚生常任委員長 令和2年3月6日、松田町議会議長 飯田一殿。産業厚生常任委員会委員長 平野由里子。

産業厚生常任委員会報告書。本委員会は12月6日、1月9日、30日、2月10日及び3月6日に役場4階会議室（1月30日は委員会終了後に小田原市役所ほか先進地実態調査を実施）において、委員6名出席（1月9日は5名出席）のもと、令和元年第4回議会定例会において付託された「議案第40号松田町再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で別紙のとおり原案の一部を修

正可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。環境上下水道課長及び担当職員出席のもと、松田町再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例について、前文と条ごとに用語の意味、具体例、町行政として想定している事業展開等を確認し、条例施行規則（案）、パブリックコメントの内容と町行政の回答、対応の結果、松田町における自然エネルギー、温暖化防止等の主な取り組み、先進自治体の条例（小田原市、大磯町、長野県）の追加資料の提出を求め、詳細に審査しました。

審査の結果、世界規模での地球温暖化やそれに伴う異常気象の要因とされる化石燃料依存の見直しは急務であり、また災害時の危機対応の観点からも、エネルギー自給への努力が求められていることを鑑み、必要な条例であると判断いたしました。ただし、第11条の普通財産の無償または廉価での貸し付けについては、地方自治法第96条に規定する議決事件であり、原案の一部を修正する必要があるとの結論に達しました。

なお、次の事項について強く申し入れをいたします。

1、今後は施策の実行計画を策定し、町民の理解を促すよう努めること。

2、第8条に規定される協議会は、日ごろより見識を蓄え、協議事項を十分に議論すること。

3、日進月歩の再生エネルギー分野について、職員も必要な研修に努めること。

別紙。令和元年議案第40号松田町再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例に対する修正案。

令和元年議案第40号松田町再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例を次のように修正する。第11条を削り、第12条を第11条とし、第13条から第18条までを1条ずつ繰り上げる。

別紙、参考資料の新旧対照表にて御確認ください。また私のほかに委員がおりますので、何か御不明な点はそちらでも対応していただくようお願いいたします。

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。  
6 番 井 上 2点ですね、お伺いをしたいと思います。まず1点目はですね、議案第40号

についてはですね、12月3日に上程をされたということであります。またその後にはですね、町側のほうでホームページ等にパブリックコメントを出されたということで、そのパブリックコメントにもですね、町民の方向名かがですね、条例の修正に対する要望を上げられたというふうに聞いています。それに対応しましてですね、産業厚生常任委員会の委員長としてですね、もう基本的に12月3日付で議案第40号として町側が上程され、委員会に付託された条項というのは、その時点では私は変えることができないというふうに思っていますが、それに対する委員長のお考えと、そのときにですね、何か資料も配られたというふうな話も聞いています。そういったものに厳正に対処されたのかをお伺いをしたいと思います。

2点目といたしましては、修正案の中でですね、第11条。丸ごと削ったという説明がありましたが、その中の第2項をですね、削った理由をですね、お知らせ願いたいと思います。

4 番 平 野 まず上程後のパブリックコメントに関する件なんですけれども、委員会でも少々もめたところではありましたが、やはり上程後のパブコメというのは、これはやはり委員会としては受け取れないのではないかという結論に達しまして、それはお戻しするというふうな処理をいたしました。

それから11条を削った件につきましては、先ほど第1項のことは先ほどの地方自治法でも対応しているということで、皆さん了解いたしました。2番に関しましては議論はありませんでした。

6 番 井 上 上程をされてる中でですね、パブリックコメントでされたということで、それには対応しなかったという説明はですね、了解をしました。

第2項は、委員長、それでですね、町側が出した中で、この第2項は原案のほうで町は公共施設等において地域主導型による再生可能エネルギーの積極的な利用に努めるというのは、この議案第40号全体ですね、趣旨の一部ではないかなというふうに感じます。それをですね、なぜ審査をしないで、これでもあれですよ、条ごとに説明をしてもらってるわけですよ。第2項について説明がなかったのかね。説明があるとすれば、なぜこの第2項を地方自治法96条ですか、の部分で、それも対応しちゃったという説明としてはですね、ちょ

っと整合性がないというふうに思いますので、再度お願いします。

4 番 平 野 詳細説明の中で、条文ごとに進んでいきましたが、第11条の中では詳細説明、第1項のところに集中しており、第2項の詳細説明はなかったと記憶しております。また委員のほうからも特にこれは質問がなかったと記憶しております。

6 番 井 上 いや、説明があったと思うんですけども、それに対して委員会はこういうふうに対応されたのかということですね。それを、町側のほうはそれを説明しなかったのかもしれないんですけども、委員会としてですね、そこまで第2項を、ここで出されてる修正案としては削っちゃったわけですよね。その対応として第2項をどうするんですか。

4 番 平 野 委員会の中ではそこは議論になりませんでした。

6 番 井 上 ちょっとそうするとですね、議論にならないところを勝手にですね、削っちゃったというのは、まずいんじゃないでしょうかね。

4 番 平 野 第2項を特に取り出している議論はなかったものの、この第1条のテーマがもう地域主導事業に対する支援ということなので、そのまま削ったというふうなことだと思えます。

6 番 井 上 結構です。

5 番 田 代 私も産業厚生常任委員の一委員として発言させていただきます。今、平野委員長がお話したように、この2番については確かにそのときは議論はしていません。私の個人的な見解で申し上げますと、基本理念の中にそういった表現がある程度出ていると。町の責務ですか、第4条の町の責務ということで、再生可能エネルギー等の利用方針。こういったものに関して必要な措置を有するというので、規則でうたっていくというふうな表示がありましたのでね、この中で読めるのではないかとというふうに私は、皆さんとは議論しませんでしたけれど、そのような中でこの削除に関しては異議は申しませんでした。以上です。

6 番 井 上 はい、了解です。

議 長 ほかにございますか。この辺で質問を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決して御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第40号松田町再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例に対する委員長の報告は修正です。採決は2回行います。まず委員会の修正案について採決します。委員会の修正案に賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。(「もう一度お願いします」の声あり)

よろしいですか。(「ゆっくりお願いします」の声あり)今出されました修正部分を除く部分、11条以外ですね。その条例に対して原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

議 長 ここで暫時休憩しますので、休憩中に議員及び町長ほか補助説明者のみの議会全員協議会を開催しますので、大会議室にお集まりください。

暫時休憩します。(13時26分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(14時00分)

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いします。皆様のお手元に追加資料を配付しました。配付資料は当日配付書類一覧表(追加)のとおりです。配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

なしと認めます。

議 長 日程第13「議案第24号松田町名誉町民の推挙について」を議題といたします。町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第24号松田町名誉町民の推挙について。次の者を松田町名誉町民(以下

(名誉町民) という。)に推挙し、松田町名誉町民条例第2条の規定による名誉町民の称号を贈る。

記。住所、千葉県市川市新田1-8-18。氏名、澁谷壽光。生年月日、明治27年3月26日。令和2年3月13日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町は澁谷壽光氏がスポーツの発展に顕著な貢献をされた功績と榮譽をたたえ、松田町名誉町民条例第2条に規定された名誉町民の称号を贈るため、同条例第3条により提案するものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは1枚おめくりいただきたいと存じます。今回名誉町民として推挙いたします澁谷壽光氏の功績について説明をさせていただきます。澁谷壽光氏は松田小学校を卒業されております。社会人となられてからは教鞭をとられる一方で、スポーツ、特に陸上競技においてオリンピックの総監督をなされるなど、国内外におけるスポーツの発展に貢献されてきました。松田小学校での持久走大会の発足には氏の寄附金が充てられており、また東京オリンピックの各国掲揚塔のポールは現在の松田さくら保育園に2本、城山地域集会施設に1本寄贈されており、現在も残っております。現在のスポーツ少年団の結成の礎として氏は深くかかわっておられ、松田町の子供たちの体力向上、スポーツの発展に貢献されてきました。折しもことし東京オリンピックが開催される年に、澁谷壽光氏を名誉町民として推挙いたしたいと存じます。

そのほか参考資料1といたしまして、澁谷壽光氏の功績、足柄上郡陸上競技会会長、吉田信男様からの推薦書を添付してございます。後ほど御高覧いただければと思います。御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第24号松田町名誉町民の推挙について賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議 長 追加日程第2「議案第25号松田町職員定数条例等の一部を改正する条例」を議題とします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第25号松田町職員定数条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和2年3月13日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、新たに一般職の会計年度任用職員制度が創設され、任用、服務規律等の整備が図られるとともに、特別職及び臨時的任用職員の適正な運用に向け、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは議案第25号松田町職員定数条例等の一部を改正する条例について御説明させていただきます。この条例につきましては、会計年度任用職員制度の創設に伴い、関係条例の一部改正を一括で行う条例でございます。

それではページを6枚おめくりいただき、参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。初めに1ページ第1条関係でございます。松田町職員定数条例の一部改正です。第1条の定義でございますが、職員の定義を規定しておりますが、臨時の職員の定義を法改正に基づき改正するものであります。

次に第2条関係。松田町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。第3条第1項の「こえない」を「超えない」と漢字表記にし、次のページになります。休職の効果の休職の期間について、会計年度任用職員に対しまして、3年を超えない範囲内とあるのは、法第22条の2第2項の規定に基づき、任命権者が定める任期の範囲内に読みかえて適用する規定を、第4項として新たに追加いたします。

次に第3条関係でございます。松田町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。第3条の減給の効果の減給額につきまして、パー

トタイム会計年度任用職員については、その対象を報酬とし、職員の給与条例に規定する特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当に相当する額を除き、報酬から減ずる規定を追加いたします。

次に第4条関係の職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正でございますが、職員のサービスの宣誓につきましては、任命権者の面前において行う規定となっております。会計年度任用職員については、別に定める規定を第2条第2項として追加いたします。

次に第5条関係でございます。松田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。第20条非常勤職員の勤務時間、休暇等の見出し、非常勤職員を会計年度任用職員とし、再任用職員を除く非常勤職員。この非常勤職員には会計年度任用職員が含まれております。の勤務時間及び休暇等に関し必要な事項は、その職務の性質を考慮して規則で定める規定を追加するものでございます。

次に第6条関係の松田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございますが、第2条の育児休暇をすることができない職員の規定において、第4号のイ、次条を第2条の3に改正するものですが、引用条項のずれによるものでございます。第2条の2、次のページをお願いいたします。接続詞の改正で、「に」を「の」に改正するものでございます。

第3条2号イにおいて、裁判を審判に改正するものですが、これは総務省の改正に倣い改正するものでございます。

5ページをごらんいただきたいと思います。第7条、育児休業をしている職員の期末手当等の支給、及び第8条、育児休業した職員の職務復帰後における号給の調整の規定におきまして、会計年度任用職員をそれぞれ除外しております。

また、次のページになります。第21条では部分休業をしている職員の給与の取り扱い。第1項に会計年度任用職員を除く規定を追加し、第2項として会計年度任用職員について、1号にパートタイム会計年度職員を、2号にフルタイム会計年度職員を規定するものであります。

次に第7条関係。松田町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部

改正でございます。7ページになります。第2条の職員の派遣ですが、第2項の各号では、公益法人等へ派遣をできない職員を規定しておりますが、第3号におきまして、地方公務員法の改正により、第22条第1項に規定していた条件付採用が、第22条として独立した規定となったことによりまして、第22条第1項を第22条とし、また条件付採用の「附」の字を改める改定でございます。

次に第8条関係。松田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正です。第3条の報告事項ですが、任命権者が報告しなければならない対象となる職員として、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員、フルタイム会計年度任用職員を加えます。

次のページをお願いいたします。第9条関係。松田町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正です。第1条におきまして非常勤特別職を規定しておりますけれども、地方公務員法を根拠としない非常勤特別職を削除するもので、19入居者選考委員、次のページになります、31学校教育指導員、32社会教育指導員を削除し、各号を繰り上げる改正を行います。また9ページから13ページにかけまして、別表第1、別表第2から同様に削除するものであります。

次に13ページの第10条関係でございますが、松田町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。第21条の3、常勤を要しない職員の給与を、会計年度任用職員の給与とし、その給料及び報酬については別に条例で定めるものとしたしました。

次に14ページの第11条関係です。松田町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正です。第3条の2を新設し、会計年度任用の現業職員を追加するものです。

15ページをごらんください。次に第12条関係、松田町職員の旅費に関する条例の一部改正でございますが、第2条の用語の定義におきまして、この条例における何級の職務と言う場合、会計年度任用職員は職員給与条例の給料表の1級または2級の職務に位置づける規定を加えるものでございます。

次に第13条関係、松田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございますが、第2条の給与の種類及び基準に企業職員の給与の種類及び

基準について準用する規定について、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定を加えるものでございます。

16ページ、最終ページをお願いいたします。第14条関係ですが、松田町町営住宅条例の一部改正でございます。この条例に位置づけられた町営住宅管理人を削除するものであります。

改正条例の説明は以上でございます。恐れ入りますが、議案の最初のページにお戻りいただき、10ページをお願いいたします。附則になります。この条例は令和2年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました、それではこれより質疑に入ります。  
5 番 田 代 この議案第25号につきましては、昨年の12月定例会に上程された記憶があります。その後撤回請求、そして今回の3月定例会に再び議案第3号として上程されて、また撤回と。そこで今回追加議案として出されました。12月定例会のとき、私、小田参事に質問したのが、ここで言う10ページをお願いします。新旧対照表の10ページになります。右側ですね、これは右も左も同じなんですけれども、交通指導隊と行政協力委員、当時、この2つの団体の方が改正によってなくなってしまうと。私、そのときにお話ししたのが、指導隊にしても行政協力委員の方にしても非常に貢献をされてきたと。この条例を出す前に十分なお話し合いをされたんでしょうねと。それがあれば私は構わないですよと言ったことに対して、たしかもう調整は終わっているというふうに私は小田参事が回答された記憶があります。それが二転三転してどうしてこのようになったのかと、このことについて回答をお願いします。

参事兼総務課長 大変失礼いたしました。交通指導隊と行政協力委員、それから環境美化推進委員、青少年指導員につきましてはですね、現在、交通指導隊については交通指導隊設置条例、行政協力委員以下、環境美化、青少年指導員については、規則で非常勤特別職として位置づけられております。

特にですね、交通指導隊、それから行政協力委員につきましては、町に直接意見を言っただけの機関としてですね、非常勤特別職としてこれまで位置づけをされておりました。ただ、今回、地方公務員法と地方自治法の改正によ

りますと、それぞれですね、その位置づけとして各委員が限定されてございます。その中に今回列記されなかったというところをもってですね、位置づけから外す改正を当初行わせていただきました。

これについては、12月の自治会長連絡協議会等を含めてですね、全体の中での説明はさせていただきましたが、これは町側からの一方的な説明で終始終わっていたというところで、納得をいただけなかった部分があるかと思います。こういったことを踏まえまして、1回撤回をさせていただき、お話しをさせていただいたんですが、同じような改正をしたことによってですね、さらに町側として見直しをしなければならぬというところを踏まえまして、今回撤回させていただき、団体との話し合いをさせていただいた中でですね、いま一度再考させていただくというところに至り、今回はこれまでどおり、現行どおりの形で、交通指導隊、行政協力委員、環境美化推進委員、青少年指導員については、条例・規則の中で非常勤特別職として位置づけた中で、さらにですね、この法に基づく位置づけとなるよう、各団体としっかりと話し合いを持っていくということで御理解をいただいているというところで、今回、再提案をさせていただいたというところがございます。

5 番 田 代 前回、やはり調整不足だったと、このように理解してよろしいわけですね。はい。

あと、もう1点が、交通指導隊のここの議案第3号でしたっけ、設置条例が今回出てきてなくて、従来どおり残ったということなので、交通指導隊についてはもう出てこないということでもよろしいわけですね。

参事兼総務課長 そのとおりでございます。条例を撤回させていただきました、改正を、一部改正を撤回させていただきましたので、現行どおりの位置づけで非常勤特別職の扱いになってございます。

5 番 田 代 最後に町長にお尋ねします。これ、2回、やはり撤回してるわけですよ。この件に関しては、やはり余り今まで例がないと思うんでね、これからの対応について、トップとしてのお考えをお願いいたします。

町 長 大変申しわけございませんでした。本当におっしゃられるとおり、議員の皆様方にもですね、不快な思いをさせたというふうに反省をしているところでも

ございます。こういうことが二度とあってはいけないんですけども、そのよう  
にないようにですね、事務の執行については、裏づけをしっかりとりながらで  
すね、皆さん方に間違いのない提案をしてまいりたいということを思っており  
ますので、そのように御理解いただければと思います。よろしくお願ひします。

5 番 田 代 繰り返しなりますけれども、本当に非常に大切な団体さんで、町に本当に御  
尽力をされている方々ですので、そういったことで、これからもこういったこ  
とがある場合には、本当に十分な話し合いをもって提案をいただきたいという  
ことで要望、最後は要望ということで終わります。終わります。

議 長 ほかにございますか。

6 番 井 上 最後の16ページのところですね、新旧対照表の16ページになりますが、そ  
の部分でですね、現行では町営住宅監理員及び町営住宅管理人になっている者  
を町営住宅監理員とするということで、説明の中では、町営住宅管理人は実体  
がないというふうな説明をされたと思いますが、ちょっと私もですね、監理員  
というのは、どういうふうな実体があるのかわかりませんでしたので、このま  
ま残すということは、この方はですね、任用職員のパートタイムという位置づ  
けになるかと思うんですけども、内容とですね、実際、現在そういった方がい  
られるのか、いられれば何名程度いられるのか、それについてお伺いをいたし  
ます。

参事兼総務課長 新旧対照表の16ページの住宅条例の関係ですけれども、現在この方はいらっ  
しゃいません。今、町営住宅監理員と町営住宅管理人という規定になってござ  
いますが、今現在ですね、その住宅を管理する、要は維持管理、美化清掃を含  
めてですね、そういったことをする方ですが、それについては現在おりません  
ので、今後も多分…すいません、今後もですね、出てくる可能性はありません  
ので、ここについては削除をさせていただきたいと思います。今現在、籠場住  
宅と…（「監理員、管理人ね」の声あり）管理人、はい、管理人。籠場住宅と  
町屋住宅につきましては、ユーミーのほうにですね、不動産会社のほうに管理  
委託をしている関係がありますので、そういった方が町直営でというのは今後  
ないというふうに思いますので、削除とさせていただきます。（「監理員  
は」の声あり）

監理員はですね、今現在おりません。（「今後も」の声あり）今後も、見込みはないわけではないんですが、管理人を含め監理員を、統括する監理員ですので、役場が今担っているところになりますので、そこは残しておくということで対応させていただきました。

議 長 ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第25号松田町職員定数条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に、「議案第26号松田町土佐原地域集会施設の指定管理者の指定について」を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。「議案第26号松田町土佐原地域集会施設の指定管理者の指定について」を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定しました。

お手元の議事日程の追加日程第2の次に追加をお願いします。

議 長 追加日程第3「議案第26号松田町土佐原地域集会施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第26号松田町土佐原地域集会施設の指定管理者の指定について。次のと

おり松田町地域集会施設等の指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）として指定する。

1、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、松田町土佐原地域集会施設。  
所在地、松田町寄2868番地。

2、指定管理者の名称等。名称、土佐原自治会。代表者、自治会長 小宮弘。  
所在地、松田町寄3560番地。

3、指定の期間。令和2年4月1日から令和3年3月31日まで1年間。

令和2年3月13日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。上記について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を得るため提案するものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

教 育 課 長 それでは、説明をさせていただきます。本議会定例会議案第6号でお認めいただきました松田町土佐原地域集会施設の指定管理者の指定についてでございます。番号1、2、3のそれぞれは、ただいま町長から提案説明をさせていただいたとおりでございます。

3の指定期間でございます。1年ということになっておりますが、これは他の地域集会施設の指定管理期間が5年間になっております。その周期、5年目が令和2年度までですので、その周期に合わせるために今回1年間ということにさせていただきました。

1枚おめくりください。参考資料1になります。令和2年4月の1年間の収支計画書になります。支出の内訳は、施設管理に必要な光熱水費、浄化槽管理委託料、清掃用具などの消耗品ほかにかかる経費を指定管理委託料としております。1年間にかかる経費の総額として12万円となっております。

1枚おめくりください。参考資料2になります。町長から土佐原自治会の小宮弘自治会長へ、指定管理者候補者の選定結果についての通知でございます。

裏面をおめくりください。裏面につきましては、教育課長から指定管理者選定委員会委員長宛て、候補者選定依頼の通知の写しになります。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。

質疑のある方、おられませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声多数)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第26号松田町土佐原地域集会施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 お諮りします。日程第14「同意第1号」、日程第15「同意第2号」は、人事案件ですので、町長の提案説明が終わりましたら、質疑・討論を省略して採決をさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。それでは、同意1号、同意2号は、質疑・討論を省略し、採決とさせていただきます。

議 長 日程第14「同意第1号教育委員会委員の任命について」を議題といたします。町長の提案説明を求めます。

町 長 同意第1号教育委員会委員の任命について。次の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

記。住所、松田町寄5328番地。氏名、山岸香穂里。生年月日、昭和40年8月25日。令和2年3月13日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。令和2年3月22日をもって教育委員会委員の任期が満了するため、提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。質疑・討論を省略し、採決を行います。同

意第1号教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

議 長 日程第15「同意第2号副町長の選任について」を議題といたします。

田代浩一君に申し上げます。本件は貴君にかかわる件ですので、審議の中立、公平性のため、自主退場を求めます。

( 副町長 退場 )

町長の提案説明を求めます。

町 長 同意第2号副町長の選任について。次の者を松田町副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。

記。住所、松田町松田庶子1037番地。氏名、田代浩一。生年月日、昭和32年7月25日。令和2年3月13日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。令和2年3月31日をもって副町長の任期が満了するため、提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。同意第2号副町長の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

( 副町長 入場 )

議 長 田代浩一君に申し上げます。ただいま、貴君の副町長選任が同意されましたので、一言御挨拶をお願いします。

副 町 長 それでは、貴重な時間を頂戴いたしまして、一言挨拶を述べさせていただきます。

本日は皆様に御同意を賜りまして、まことにありがとうございました。今の率直な私の気持ちを申し上げますと、責任という言葉が非常に大きく私の体の中に、また重くのしかかってきたなというところが正直な気持ちです。これから4年間の、今までの4年間の経験と反省をもとにですね、本山町長の補佐役として、また全ての全職員と一緒にですね、町民の皆さんのためにこの

職務を一生懸命務めてまいりたいと思いますので、議員の皆様におかれましては、引き続き御指導、御鞭撻のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

本日はまことにありがとうございました。

議 長 それでは、日程第16「選挙第1号松田町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長より指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、議長より指名することに決定いたしました。

それでは、選挙管理委員会の委員の氏名、生年月日、住所の順で発表をいたします。氏名、大館達治、生年月日、昭和20年8月28日、住所、松田町寄3388番地。氏名、矢嶋重夫、生年月日、昭和21年10月23日、住所、松田町松田惣領1351番地2。氏名、武藤千秋、生年月日、昭和22年10月11日、住所、松田町松田惣領587番地2。氏名、沼田芳宏、生年月日、昭和32年2月24日、住所、松田町松田庶子276番地2。

お諮りいたします。ただいま指名をいたしました4名の方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました大館達治君、矢嶋重夫君、武藤千秋君、沼田芳宏君は選挙管理委員会委員に当選されました。当選されました4名の方には別途文書で告知いたします。

次に、選挙管理委員会委員の補充員の氏名、生年月日、住所の順で発表いたします。氏名、中津川定雄、生年月日、昭和30年2月1日、住所、松田町寄4669番地。氏名、川口英和、生年月日、昭和25年11月16日、住所、松田町松田庶子1544番地2。氏名、小池正、生年月日、昭和29年9月1日、住所、松田町

松田庶子261番地。氏名、石井登美子、生年月日、昭和35年1月16日、住所、松田町神山180番地4。

お諮りします。ただいま指名をいたしました4名の方を選挙管理委員会委員の補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました中津川定雄君、川口英和君、小池正君、石井登美子君は選挙管理委員会委員の補充員に当選をされました。

次に、補充の順序についてお諮りいたします。補充の順序は、ただいま議長が指名いたしました順序にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。補充の順序はただいま議長が指名した順序に決定しました。なお、当選されました4名の方には別途文書で告知いたします。

選挙第1号松田町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを終わります。

議 長 日程第17「選挙第2号松田町外三ヶ町組合議会議員の選挙について」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については議長より指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、議長より指名することに決定いたしました。

それでは、松田町外三ヶ町組合議会議員の氏名、生年月日、住所の順で発表をいたします。氏名、山岸榮市、生年月日、昭和23年10月27日、住所、松田町寄6207番地。氏名、古谷茂雄、生年月日、昭和31年6月7日、住所、松田町寄6093番地。氏名、古谷星工人、生年月日、昭和32年12月14日、住所、松田町寄

6433番地。

古谷星工人君に申し上げます。貴君の人事案件ですので、退席をお願いいたします。

( 古谷星工人議員 退場 )

氏名、古谷康、生年月日、昭和23年2月28日、住所、松田町寄6430番地。氏名、大島道春、生年月日、昭和22年3月12日、住所、松田町松田庶子965番地。

お諮りします。ただいま指名をいたしました5名の方を松田町外三ヶ町組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声多数 )

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました山岸榮市君、古谷茂雄君、古谷星工人君、古谷康君、大島道春君は松田町外三ヶ町組合議会議員に当選をされました。当選されました5名の方には別途文書で告知いたします。

以上で松田町外三ヶ町組合議会議員選挙を終わります。

( 古谷星工人議員 入場 )

古谷星工人君に申し上げます。ただいま、貴君の松田町外三ヶ町組合議会議員の当選と定めることに決定いたしました。

議 長 日程第18「町民文化センターE S C O事業調査特別委員会報告」を議題とします。

本案については、町民文化センターE S C O事業調査特別委員会の審査報告を求めます。委員長 田代実君。

特別委員会委員長 このたび委員長を務めました5番議員 田代実と申します。よろしく申し上げます。

それでは、お手元に配付させていただきました「町民文化センターE S C O事業調査特別委員会報告書」に基づき説明をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

この報告書につきましては15ページにわたるものです。重要な箇所について、ポイント説明とさせていただきます。1ページ目をお開きください。

1、調査に至った経緯について朗読させていただきます。なお、括弧書きの記載は省略をいたします。

本委員会の設置は、令和元年第3回定例会において町民文化センターE S C O事業が一般会計補正予算として追加提案されたことが発端となった。

この事業は、昭和56年に開館した町民文化センターのボイラーが老朽化したので、電気機器へ更新して光熱水費と二酸化炭素の削減を図る1億5,000万円余の施設改修工事である。7月11日に初めて事業概要や今後の方針などが示されたが、総事業費に関する説明は行われなかった。その後、8月20日に総事業費や財源内訳が示され、3日後の8月23日に追加議案として当該事業に係る一般会計補正予算が提案された。

これを受け、松田町議会では、議員11名による補正予算審査特別委員会を設置した。第3回定例会の会期中での審査では十分でなく、閉会中の継続審査となり、審査の結果、9月11日の委員会で賛成する者が過半数に達しなかったため、特別委員会において当該補正予算は否決された。特別委員会から議長への報告は行われたが、臨時会を開催することができず、本会議での議決には至らぬまま、9月30日の議員任期満了を迎えた。そのため、当該補正予算は審議未了で廃案となることから、9月30日に町長は当該補正予算の専決処分を行い、町民文化センターE S C O事業が執行できる措置をとった。

10月3日に、町議会選挙後の初議会となる臨時会を開催し、専決処分承認の採決では、賛成少数で不承認となった。同時に、議員から「町民文化センターE S C O事業の調査に関する動議」が提出され、賛成多数で可決し、地方自治法第100条に基づく本委員会の設置が決定した。

2ページの2、特別委員会の設置につきまして、この内容につきましては、10月3日に提出された特別委員会の設置の動議です。説明は略させていただきます。

3ページの下段、3、検査の概要について説明させていただきます。(1)検査事項は次の3点です。①町民文化センターE S C O事業に関する事項。次のページをお願いいたします。4ページ上段です。②承認第4号専決処分に関する事項。③その他といたしましては、議会への報告が遅くなったことについて、その事実と遅滞した理由を中心に検査をしました。

その下です。(2)検査方法。本委員会は、まず、地方自治法第98条第1項

に基づく事務検査権に重点を置いて執行機関に対する検査を進めることとし、権限や罰則がより厳格となる第100条第1項による調査権の行使は、執行機関以外の第三者に対象が広がることもあり、慎重に取り扱う方針とした。町民文化センターE S C O事業及び承認第4号専決処分に関する書類を会議室に搬入し、それらを2班編成により各委員が検査した。また、町長及び副町長以下関係職員の委員会出席を要求し、必要に応じて説明を求め質疑を行った。

(3) 検査のための出席を求めた説明員並びに(4) 委員会開催状況、書類の検査、資料の提出については、下記の(3)と(4)から5ページ、6ページ、7ページまでが書類の検査、資料の提出について記載されております。これについては、大きな流れですので、説明については略させていただきます。

8ページをお願いいたします。一番上段です。4、特別委員会における質疑応答・問題点と意見。この中の質疑応答につきましては、町から提出した関係図書をもとに、町長、副町長、参事、担当課長ほか関係職員に出席を求め、12月5日まで聞き取り調査を行い、重要な内容について、下記のとおりQ&A方式により取りまとめております。

次に、問題点と意見につきましては、12月5日までの聞き取り調査での問題点と意見、さらに12月25日、私、委員長名で委員会報告書作成のための委員の意見についてということで、これまでの聞き取り調査で問題となったことについて、おのおのの意見を文書にして1月10日までに報告することとしました。この内容につきましては、かなり重要なので丁寧に説明させていただきます。そのときの文書を読み上げさせていただきます。

令和元年12月25日、松田町議会議長 飯田一様。町民文化センターE S C O事業調査特別委員会委員各位。特別委員会委員長 田代実。表題です。委員会報告書(案)作成のための委員意見について(依頼)。このことについて、本委員会では、令和元年12月4日開催の第6回委員会をもって、地方自治法第98条による事務検査をおおむね終了し、報告の作成に入ることに決定しました。つきましては、今後の委員会において素案を作成して審議をいただくこととしたいので、次のとおり、委員各位、オブザーバー参加の議長から意見を賜りたく、御依頼いたします。

記、委員会の調査項目別に報告書への記載を希望する内容、意見の記載を希望する内容。調査項目、1、プロポーザル事業者選定と最優秀提案者決定について。2、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金について。3、令和元年度松田町一般会計補正予算と承認第4号専決処分について。4、工事請負仮契約と設計委託契約について。5、その他。提出期限、令和2年1月10日（金曜日）。委員各位におかれましては、必ず提出をお願いいたします。このように記載したものを発送いたしました。

そして、この結果、1月10日までに提出された重要な意見を加えた内容について、1月16日の第7回特別委員会、3月5日の第8回特別委員会で慎重に審査を行いました。その内容については、8ページから14ページ上段まで、おのおの調査項目ごとにQ&A、それと問題点と意見が掲載されています。これについては、今申し上げましたように、委員からも、全員から再確認の意味も含めて意見をいただいたものを、その中で重要なものをここに反映いたしました。これについては、個々については、また皆さん読んでいただきたいと思います。

それでは、14ページ、5のまとめについて説明をさせていただきます。これが結論ですので、朗読とさせていただきます。先ほど申し上げましたように、8ページから14ページまでの問題点と意見、その中で特に重要な内容について、このまとめのところでも簡潔に総括として掲載しています。では、朗読をさせていただきます。

5、まとめ。地方自治法第100条第1項により、町民文化センターE S C O事業の事務に関する調査を行う特別委員会を設置した理由は、町長の議会制民主主義に対する判断と、自治体の行政を執行する上での基本となる契約等の執行が適正になされなかったことである。

1点目は、町長の考え方と議会の考え方及び議決された結果が相入れない場合、町長の判断を優先すべきだとしたことである。町長は、重大な事業である町民文化センター改修事業について、執行者として起債を伴う大事業は、当然当初予算に計上し、他の事業とあわせて町の財政運営に対する議会の判断を仰ぐべきであった。また、年度中途での補正予算で事業執行を図ろうとするのな

ら、議会に対し丁寧な説明、情報提供、そして早めの対応をすべきであったが、そうした説明や情報提供及び議会での審議時間もほとんどとられず、まして町議会議員の改選直前の議会に上程したことは、議会軽視と言わざるを得ない。さらに、町民文化センター改修事業の補正予算について、町議会議員の改選間際に専決処分を行い、その専決処分を議会が不承認としたにもかかわらず工事請負契約を締結したことは、まさに二重に議会の意思を尊重しない結果となった。

2点目は、大規模事業の工事契約を行う手順について、町が民間事業者と契約し、工事等を請け負わせる際、競争入札という基本を遵守しなかったことである。町民文化センター改修事業という事業の性格から、また1億5,000万円余の事業費から見ても、プロポーザル方式で1者随意契約、契約金額の基礎となる設計委託、設計監理なども全て1者とする契約では、競争の原理が働かず、また、想定外の工事等が発生する等の事態もあり、契約金額の適正性が保たれない。

今回、町長がこのような不適切な専決処分及び契約行為を行ったことに対し、再びこのようなことを起こさないためには、今後、議会として契約行為の内容を常に確認し、不適切な項目を指摘していくという議会の姿勢を強くあらわしていかなければならない。

以上から、本特別委員会を全9回開催して得られた結論は、「①議会を尊重しない町長の判断は、結果、町民にとっての利益とはならない。②町民文化センターの改修は長年の課題であり、議会は改修事業の必要性和町の財源確保の努力は理解している。しかし、不適切な予算措置、契約行為による執行は、契約金額等の適正性が保たれず、これは町民にとって不利益となる可能性を含んでいる」である。

最後に、今回の特別委員会の調査は100条を適用するまでには至らなかったが、この報告書で完了とする。なお、ここに提起した問題点について町長には猛省を促したい。今後、松田町において、町と議会が適正な行政運営及び議会制民主主義を行っていくことで、さらなる町民の福祉向上が図れることを、松田町議会として強く意識し、務めていかなければならない。

町民文化センターE S C O事業調査特別委員会報告は以上のとおりです。私の報告は終わります。

議 長 町民文化センターE S C O事業調査特別委員会委員長の報告が終わりました。お諮りします。この報告は、全9回にわたる検査、調査並びに議員全員による報告書作成を行っており、議員の意思は反映されています。質疑・討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり。動議」の声あり)

4 番 平 野 討論を要求いたします。ここに書いてある適正な議会制民主主義のためにもぜひ討論を要求いたします。

議 長 動議で賛成者は。

7 番 南 雲 賛成いたします。

議 長 では、最初からお願いします。動議の提出をお願いします。

4 番 平 野 これは、議案を伴わない…。

議 長 すいません、マイクのスイッチを。

4 番 平 野 議案を伴わない動議となりますので、口頭で説明いたします。採決の前に討論を要求いたします。理由は、今述べたように、こちらの報告書の最後にも、2回も「議会制民主主義」という言葉が繰り返されております。私は、委員会の最終版の採決において賛成をいたしませんでした。少数意見留保は、残念ながら手違いがありできませんでしたが、やはりここで少数意見をきちんと発表したいと思いますので、ぜひ討論をお認めください。

議 長 この特別委員会は、議員全員で十分な討論をした中で、平野議員の意見、考え方は、ほかの委員が十分承知しておることと思います。また、当然、全てではありませんが、平野議員の主張を反映した報告書になっています。ここで討論をしても、他の議員が周知している内容であると思いますが、その辺についてはいかがですか。

4 番 平 野 私もそのようなことを最初にちらっと聞いておりましたので、こちらの「議員必携」など、いろいろと調べてみましたが、この議会においては、採決の前に討論を基本的にはしなくてはいけない。簡単な事項であってもしなくてはいけないというのがまずデフォルトでございます。「議員必携」をお持ち

の方は119ページをあけていただきたいと思います。「簡易な議案で特に反対者がいないような場合でも討論は省略できないことになっている。それは、議会が言論の府であって討論を十分に尽くすべきであるから、討論そのものを省くということは適当でないからである」。また、必携144ページ、「採決の対象となる案件については討論できるとすることが原則であり、討論の発言の要求がある者を、これをさせないで採決するようなことはできない」と書いてあります。

議 長 それでは、平野議員の討論の要求ということで、暫時休憩といたします。  
休憩中にただいまの取り扱いについて議会運営委員会に諮問いたしますので、委員は大会議室に集まってください。終了次第再開いたします。(15時09分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(16時07分)  
議会運営委員会の答申を受け、議長としては、平野議員の動議による反対討論は受け付けられません。

日程第18「町民文化センターE S C O事業調査特別委員会報告」について採決します。町民文化センターE S C O事業調査特別委員会報告に賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第19「各種委員会委員等の諸般報告」を議題といたします。  
令和元年第2回足柄東部清掃組合議会臨時会報告を寺嶋正君より報告願います。

11番 寺 嶋 では、報告を行わせていただきます。令和2年2月28日付です。松田町議会議長 飯田一殿。足柄東部清掃組合議会議員 寺嶋正、同じく井上栄一。

令和元年第2回足柄東部清掃組合議会臨時会の報告書。令和元年12月18日、午前9時、大井美化センター会議室にて行われました。

日程等について。日程第1、会議録署名議員の指名については9番と10番です。

日程第2、会期の決定について。12月18日(水曜日)、1日だけです。

日程第3、議案第7号足柄東部清掃組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正す

る法律の制定により新たに導入された会計年度任用職員制度に伴い、当組合の会計年度任用職員の給与及び費用弁償について条例を定めるもの。（フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の給与等を条例で定める）。令和2年4月1日から施行ということで、結果は賛成多数で可決です。

日程第4、議案第8号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に係る関係条例の整備を図るもの。（会計年度任用職員の任期、勤務時間及び休暇等を条例で定める）。令和2年4月1日から施行。結果は賛成多数で原案可決です。

日程第5、議案第9号足柄東部清掃組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について。地方自治法施行令第167条の17に規定されている長期継続契約を締結することができる契約に基づき、当組合においても翌年度以降にわたり物品を借り入れ、または役務の提供を受ける等について、契約をできるように条例を定めるもの。公布の日から施行。審議結果は賛成全員で可決です。

日程第6、議案第10号足柄東部清掃組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。令和元年人事院勧告に基づき改定された給与等の改正。（給与月額最大2,000円増）ということです。12月の期末手当0.05カ月増というのが主な内容です。審議結果、賛成全員で可決です。

日程第7、議案第11号令和元年度足柄東部清掃組合一般会計補正予算（第2号）について。歳出予算の補正はゼロということで、歳出のみの変更です。総務費の一般管理費が100万8,000円、衛生費の中井美化センター費245万円、予備費がマイナスの345万8,000円となっています。審議結果、賛成全員で可決です。以上で報告を終わります。

議 長 以上で令和元年第2回足柄東部清掃組合議会臨時会報告を終わります。

次に、令和元年度第2回神奈川県西部広域消防運営協議会報告を。（「質疑」の声あり）

寺嶋正君の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

12番 大 舘 わかる範囲でよろしいんですけども、議案の7号と8号がですね、賛成多

数で可決ということですが、法改正でこういう議案が提案されてるのに、  
どういう理由で反対者がいたのか、わかり次第。（「ましてや誰が反対したの  
か」の声あり）誰が…いや、それはだめですよ。どういう理由なのか。

11番 寺嶋 私と、井上さんがいますので、私が足りない分は井上さんもよろしくお願  
い  
します。議案第7号はですね、特にこの会計年度任用職員の給与に対して、条  
例の中ですね、給与と地域手当に足して最低賃金を下回る場合は最低賃金以上  
払うということで、ですからその最低賃金に抵触する、そういうのがね、含む  
給与の改定になってるということで、そういうことに対しての反対がありました  
た。

それから、議案8号ですけど、これは休暇のほうですけども、産前産後の休  
暇、あるいは…（「育児休暇」の声あり）育児休暇ですね。これに対しての休  
暇はそれぞれあるんですけども、一般の職員はそういう休暇に対してもきちっ  
と給与保障がされておりますけども、割合ですね、会計年度任用職員は休暇を  
取ってもその分は出ないということで、無給ということで、こういうことでそ  
ういう意見がありましたので、それに対しての反対というのがありました。以上  
です。

12番 大館 はい、わかりました。

議 長 ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。以上で令和元年第2回足柄東部  
清掃組合議会臨時会報告を終わります。

次に、令和元年度第2回神奈川県西部広域消防運営協議会報告を委員の内田  
晃君より報告願います。

3番 内田 それでは報告させていただきます。令和2年1月31日。松田町議会議長 飯  
田一殿。神奈川県西部広域消防運営協議会委員 内田晃。令和元年度第2回神  
奈川県西部広域消防運営協議会報告書。令和元年12月24日に開催された令和元  
年度第2回神奈川県西部広域消防運営協議会に出席しましたので、その概要に

ついて下記のとおり報告します。

1、日時、令和元年12月24日（火曜日）、13時から。場所、小田原市役所3階議会全員協議会室。

1、報告案件。（1）平成30年度小田原市広域消防事業特別会計決算について。歳入歳出決算額について。歳入においては、県補助金額が増額になっていたほかは全般的に減額となっていた。歳出においても職員給与費の減が最も多く、理由については、ベテラン職員の退職が多くあり、職員の若返りによるものとの説明があった。

（2）令和2年度主要事業（案）について。消防署所の再整備により成田、岡本に出張所を整備、小田原市消防署にポンプ自動車1台、資機材搬送車1台、足柄消防署にポンプ自動車2台、高規格救急自動車1台を整備するというところで報告です。

（3）番目、小田原市消防計画の改定について。小田原市総合計画に基づき、令和4年度までの後期基本計画の整備を図る。また、受託市町の防災計画、消防計画との整合性をさらに図っていくため、改定する。

以上、（1）から（3）までの報告案件については、全会一致で了承されました。以上でございます。

- 議 長 内田晃君の報告が終わりました。これより質疑に入ります。
- 12番 大 舘 小さなことなんですけれども、（2）のですね、資機材搬送車云々、「整備する」という表現ですけど、配備するという事じゃないかと思うんですけれども、どうなんでしょうか。
- 3番 内 田 担当者の説明では整備ということでありまして、実際には、言われたとおり配備だと思います。
- 議 長 よろしいですか。ほかにごありますか。

（「なし」の声あり）

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。以上で令和元年度第2回神奈川県西部広域消防運営協議会報告を終わります。

次に、県町村議会議長会議長・副議長・事務局長研修会報告を副議長の平野由里子君より報告願います。

4 番 平 野 松田町議会議長 飯田一殿。令和2年1月21日。松田町議会副議長 平野由里子。町村議会議長・副議長・事務局長合同研修会報告書。町村議会議長・副議長・事務局長合同研修会が神奈川県自治会館で開催されましたので、下記のとおり御報告いたします。

1、日時、令和2年1月21日（火曜日）、午後2時。

2、場所、神奈川自治会館。

3、研修内容。講師、日本経済新聞論説フェロー、芹川洋一氏。研修テーマ、2020年日本政治の展望「どこへ向かう安倍政権」。(1)安倍政権の構造。(2)なぜ安倍長期政権なのか。(3)衆院解散はいつか。(4)「ポスト安倍」群像。

長年新聞業界の政治畑を歩んでこられた芹川氏の肌感覚で得た安倍長期政権に対する知見をお話ししていただいた。安倍総理の政治的パーソナリティには、ナチスのブレーンであった政治学者、カール・シュミットが唱えた「友・敵理論」があり、政権中枢を支える信頼できる顔ぶれは変わらない。しかし、麻生、二階、菅による長老支配が限界点に達しようとしている現状と、これから予想される政治日程を見て、芹川氏は安倍政権の今後を次のように予想した。オリンピック・パラリンピックまではお祭りムード、その後、つまり2020年の秋の展開。プランA、臨時国会で安倍総理のもと、解散総選挙をやる。プランB、安倍総理は退陣し、両院議員総会によって総裁選なしに後継者を指名し、その新総理のもと、人心一新で解散総選挙となる。そして、最後にポスト安倍として名前が掲げられている人物数名について、御自分の知り得た生の情報をお話ししてくださり、興味深い内容であった。以上です。

議 長 副議長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。以上で県町村議会議長会議長・副議長・事務局長研修会報告を終わります。

議 長 日程第20「委員会の閉会中の継続審査申出書」を議題といたします。

申出書は、総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長、議会広報広聴常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、所管事務について会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり提出されています。

最初に、総務文教常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、産業厚生常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議会広報広聴常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議会運営委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議 長 以上で本定例会に付議されました案件の全ての審議が終了しました。これをもって本定例会は閉会といたします。11日間にわたり、慎重なる御審議、あり

ありがとうございました。

(16時28分)

この議事録は事務局が作成したものであるが、その正確なることを証するために署名いたします。

令和2年6月17日

松田町議会議長 飯田 一

署名議員 7番 南雲 まさ子

署名議員 8番 中野 博